

東松山市障害者福祉ガイド

令和6年度



** 注意事項 **

1. 掲載内容は、令和6年4月1日現在のものです。
2. 障害の等級・年齢・生活状況等の資格条件により、ご利用いただける助成制度やサービスが異なります。
3. 助成やサービスを受けるには、事前に申請が必要です。
ご自身での購入や契約前に、必ず障害者福祉課へご相談ください。
4. 窓口では、ガイドをお渡しする時点でご利用いただける助成制度やサービスを中心にご説明いたします。
5. ご不明な点は、各担当窓口又は障害者福祉課へお問合せ下さい。

東松山市役所 障害者福祉課

〒355-8601 東松山市松葉町 1-1-58

TEL：0493-23-2221（代表）

TEL：0493-21-1452（直通）

FAX：0493-24-6066

もくじ

1 生活やサービスの相談窓口

- ① 福祉事務所……………1
- ② 委託相談支援事業所……………1
- ③ 埼玉県総合リハビリテーションセンター……………1
- ④ 川越児童相談所……………1
- ⑤ 障害を理由とする差別に関する相談窓口……………2
- ⑥ 障害者虐待の窓口……………2

2 障害者手帳の取得

- ① 身体障害者手帳……………3
- ② 療育手帳……………8
- ③ 精神障害者保健福祉手帳……………9

3 日常生活の支援

- ① 補装具費の支給……………11
- ② 日常生活用具の給付・貸与……………12
- ③ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付……………23
- ④ 軽度・中等度難聴時の補聴器購入・修理費用の一部助成……………24
- ⑤ 車椅子の無料貸し出し……………25
- ⑥ 配食サービス……………25
- ⑦ あんしんサポートねっと……………25
- ⑧ 成年後見制度に関する相談……………26
- ⑨ 成年後見制度利用支援事業……………26
- ⑩ ボランティアセンター……………26

4 介護保険サービスと障害福祉サービス

- ① 介護保険サービスと障害福祉サービスとの関係……………27
- ② 障害福祉サービス……………28

5 在宅生活支援

- ① 生活サポート事業……………32
- ② 障害者生活支援センター事業……………33
- ③ 訪問入浴……………34
- ④ 機能訓練等……………34

6 行動範囲の拡大

- ① 自動車燃料購入費助成……………35
- ② 福祉タクシー利用料金助成……………36
- ③ タクシー運賃の割引……………37
- ④ 福祉車両の貸し出し……………37
- ⑤ 福祉バスの提供……………38
- ⑥ 駐車禁止適用除外……………38
- ⑦ 埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）……………39

7 公共料金等の優遇措置

- ① 東武鉄道の障害者割引……………41
- ② バスの障害者割引……………42
- ③ 国内航空の障害者割引……………42
- ④ 有料道路の障害者割引……………43
- ⑤ NHK放送受信料の免除……………45
- ⑥ 保育料等の副食費の免除……………45
- ⑦ 郵便料金の減額及び無料扱い……………46
- ⑧ スマートフォンの携帯電話料金の割引……………46
- ⑨ NTT無料番号案内……………47
- ⑩ 郵便等による不在者投票制度……………47

8 医療

- ① 重度心身障害者(児)医療費助成 48
- ② 自立支援医療費(更生医療・育成医療・精神通院医療)の支給 ……51
- ③ 指定難病の医療給付 ……52
- ④ 小児慢性特定疾病の医療費助成 52
- ⑤ 特定疾患等の医療給付 ……53
- ⑥ 先天性血液凝固因子欠乏症等の医療給付 ……53
- ⑦ 後期高齢者医療制度の障害認定 53
- ⑧ 高齢者インフルエンザ予防接種 54
- ⑨ 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 54
- ⑩ こども医療費助成 ……55
- ⑪ ひとり親家庭等医療費助成 ……55

9 手当・年金等

- ① 在宅重度心身障害者手当 ……56
- ② 難病患者見舞金 ……56
- ③ 特別障害者手当 ……57
- ④ 障害児福祉手当 ……58
- ⑤ 特別児童扶養手当 ……59
- ⑥ 児童扶養手当 ……60
- ⑦ 心身障害者扶養共済制度 ……60
- ⑧ 障害年金 ……61
- ⑨ 特別障害給付金 ……62

10 税の控除・減免

- ① 所得税の障害者控除 ……63
- ② 市民税・県民税の障害者控除 ……63
- ③ 自動車税の減免 ……64
- ④ 相続税の障害者控除 ……65
- ⑤ 贈与税の非課税 ……65
- ⑥ ストマ用装具・おむつに係る費用の医療費控除 ……66
- ⑦ 個人事業税の非課税 ……66
- ⑧ 少額貯蓄の利子等の非課税 ……66

11 情報支援・情報保障

- ① 手話通訳者の派遣 ……67
- ② 要約筆記者の派遣 ……67
- ③ 聴覚障害者相談員 ……67
- ④ ファクシミリ利用料の補助 ……67
- ⑤ 点字・声の広報(テープ版)発行 ……68
- ⑥ 対面朗読室 ……68
- ⑦ 家庭配本サービス ……68
- ⑧ NET119 緊急通報システム ……68
- ⑨ 比企広域電子図書館 ……69
- ⑩ コミュニケーション支援アプリ ……69

12 住宅等の支援

- ① 重度障害者居宅改善整備費補助 70
- ② 県営住宅の抽選における特別措置 ……70
- ③ 県営住宅の家賃減額 ……70

13 就労支援

- ① 障害者就労支援センター……………71
- ② たばこ小売人の指定……………71
- ③ 職業訓練等……………72
- ④ 職業紹介……………73
- ⑤ 就労継続支援事業補助金（チャレンジ
アップ応援制度）……………73
- ⑥ 自動車運転免許の無料教習……………74
- ⑦ 自動車運転免許取得費の補助……………74
- ⑧ 自動車改造費の補助……………74

14 地域等の相談窓口

- ① 地域の相談窓口……………75
- ② 障害者相談員……………75
- ③ 消費者トラブルに関する相談窓口……………75
- ④ その他の相談窓口……………76

15 災害時の支援

- ① 避難行動要支援者避難支援制度……………
……………77
- ② 災害時のストマ用装具備蓄……………77

参考資料

- 1 特別児童扶養手当の障害程度認定基準……………①
- 2 知的障害者の等級……………②
- 3 精神障害者保健福祉手帳の障害等級……………②
- 4 マイナンバーの確認と本人確認について……………③
- 5 障害程度別該当制度一覧……………④⑤
- 6 身体障害者障害程度等級表……………⑥⑦⑧

1 生活やサービスの相談窓口

○ 福祉事務所

福祉事務所は、心身に障害のある方に対して相談を受け、必要な援護や指導を行っています。専門の職員が福祉制度を活用し、障害者(児)がかかえる様々な問題の解決にあたっています。お気軽にご相談ください。

→ **窓口** 市役所分室増築棟1階 障害者福祉課 受付時間 8:30~17:15
(年末年始・土日祝日を除く) TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 委託相談支援事業所

市から委託を受けた次の3事業所において、身体障害、知的障害、精神障害、難病等の方やご家族からの相談を受けています。

● 総合福祉エリア相談支援事業所

東松山市松山2183 TEL 21-5570 FAX 25-3305

● 西部・比企地域支援センター

東松山市松葉町2-17-43 TEL 81-5310 FAX 81-5315

● 比企生活支援センター

東松山市若松町1-14-6 TEL 81-7145 FAX 81-7146

○ 埼玉県総合リハビリテーションセンター

障害のある方に対し、最もふさわしいサービスを専門的な立場から総合的に相談・判定を行うところです。障害程度や自立支援医療(更生医療)給付などについて、医学的、心理学的及び機能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定を行っています。

相談・判定を希望される方は、あらかじめ障害者福祉課へご連絡ください。

〈所在地〉 埼玉県総合リハビリテーションセンター 上尾市西貝塚148-1
TEL 048-781-2222 FAX 048-781-1552

→ **窓口** 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 川越児童相談所

18歳未満の児童の養育・発達に関する相談に応じます。また、児童の心理判定、児童福祉施設への入所などそれぞれの相談に必要な指導援助を行っています。

相談・判定を希望される方は、あらかじめ障害者福祉課へご連絡ください。

〈所在地〉 川越児童相談所 川越市宮元町33-1
TEL 049-223-4152 FAX 049-224-5056

→ **窓口** 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 障害を理由とする差別に関する相談窓口

障害者及びその家族、その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談を以下の窓口で受け付けています。

なお、市では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定めており、障害を理由とする差別の解消を推進しています。

→ **窓口**

受付時間 下記いずれも、平日8：30～17：15

(1) 障害者福祉課 障害を理由とする差別全般

TEL 63-5032 FAX 24-6066

E-mail HMYO34@city.higashimatsuyama.lg.jp

(2) 人事課 市職員による障害を理由とする差別に関すること

TEL 21-1417 FAX 24-6123

E-mail HMYO06@city.higashimatsuyama.lg.jp

(3) 学校教育課 市立小・中学校職員による障害を理由とする差別に関すること

TEL 21-1429 FAX 23-7255

E-mail HMYO53@city.higashimatsuyama.lg.jp

○ 障害者虐待の窓口

平成24年10月1日に障害者虐待防止法が施行されたことに伴い、障害者福祉課内に東松山市障害者虐待防止センターを開設しています。障害者虐待防止法は、障害者を虐待しない、させないための法律です。障害者の家族を支援し、虐待を予防するための取組も定めています。

東松山市障害者虐待防止センターでは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待の通報・届出の受理等の業務を行います。

→ **窓口**

(1) 東松山市障害者虐待防止センター（障害者福祉課内）

受付時間 平日8：30～17：15

TEL 0493-63-5032 FAX 0493-24-6066

(2) 埼玉県虐待通報ダイヤル

受付時間 24時間対応 TEL #7171

- 相談や通報・届出をした人の情報は守られます。
- 土日祝、夜間等や現に暴行があるなどの緊急時には警察署(110番)へ重篤な傷病がある場合は119番消防署へ通報してください。

2 障害者手帳の取得

障害者手帳は障害の種類によって、3種類（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）に分かれています。この冊子に記載されているさまざまな制度に申し込む時をはじめ、いろいろな場面で役立ちます。

○ 身体障害者手帳

身体に障害のある方が身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、県知事から交付されるもので、さまざまな福祉サービスを利用する際に活用できます。

〈障害の範囲及び等級〉

身体障害者手帳交付の対象となる障害は視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そして機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障害で、その程度により1級から6級までに区分されます。

詳しくは、巻末の「身体障害者障害程度等級表（参考資料6）」をご覧ください。

〈手帳の申請手続き（新規・再認定含む）〉

- ① 所定の診断書の用紙を障害者福祉課でお受け取りください。障害の種別によって診断書の用紙が異なりますので、窓口で障害の状態についてお伝えください。
- ② 診断書を作成できる医師は身体障害者福祉法で定められていますので、主治医にご相談いただき、指定医に作成を依頼してください。
- ③ 診断書が作成されましたら、下記〈申請の手続きに必要なもの〉をご持参の上、障害者福祉課で申請手続きをしてください。
- ④ 申請後、市から県へ認定依頼をします。

※ 手帳交付には、申請から概ね2か月かかります。

〈申請の手続きに必要なもの〉

- ① 診断書（所定の様式に指定医が記入したもの）
- ② マイナンバーカード（マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーを確認できる公的書類及び本人確認資料（参考資料4を参照））

〈手帳の交付〉

県から市へ手帳が送付され次第、交付日を通知します。通知に記載された持ち物をご持参の上、障害者福祉課へお越しください。なお、本人が来られない場合は、ご家族がお越しください（その際はお越しになるご家族の身分証明もお持ちください）。

〈交付後の手続き〉

事 項	手続きに必要なもの				
	手帳	写真 (※1)	診断書	マイナ - 確認書類	本人確認 書類(※2)
障害程度の変更又は 新たに障害が生じた場合	○	○	○	○	▲
再認定を受ける時	○	○	○	○	▲
手帳をなくした時		○		○	▲
破損した時	○	○		○	▲
氏名又は住所が変わった時	○			○	▲
障害がなくなった時	○			○	▲
障害者本人が死亡した時	○				

※1 写真は縦4 cm×横3 cmのサイズでご用意ください。

※2 ▲はマイナンバーカードをお持ちでない場合、ご用意ください。

〈東松山市内の指定医〉

担当科目	医療機関名	電話	住所	指定医師名
視覚	いうち眼科	59-9295	箭弓町 3-5-14	井内 足輔
	東松山市立市民病院	24-6111	松山 2392	稲田 紀子
	みやざき眼科	22-4045	東平 932-3	宮崎 智成
聴覚・平衡・ そしゃく機能	榎本耳鼻咽喉科医院	22-3478	材木町 2-29	榎本 仁司 榎本 知恵
	高坂耳鼻咽喉科医院	35-5410	西本宿 1986	馬場 完仁 馬場 有加
	東松山市立市民病院	24-6111	松山 2392	小川 益
	深谷耳鼻咽喉科 クリニック	24-3387	石橋 1816-9	深谷 和正
平衡・ そしゃく機能	武蔵嵐山病院	81-7700	上唐子 1312-1	加藤 健吾
音声・言語	榎本耳鼻咽喉科医院	22-3478	材木町 2-29	榎本 仁司 榎本 知恵
	シャローム病院	25-2979	松山 1496	加藤 修一
	高坂耳鼻咽喉科医院	35-5410	西本宿 1986	馬場 完仁 馬場 有加
	東松山市立市民病院	24-6111	松山 2392	小川 益
	深谷耳鼻咽喉科 クリニック	24-3387	石橋 1816-9	深谷 和正

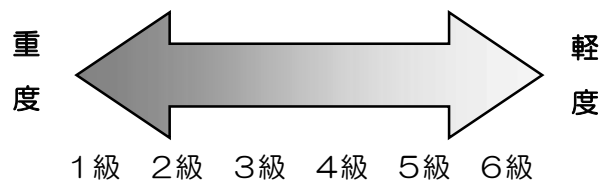
担当科目	医療機関名	電話	住所	指定医師名
音声・言語	武蔵嵐山病院	81-7700	上唐子 1312-1	加藤 健吾
肢体	河野整形外科内科 クリニック	22-8331	沢口町 8-6	河野 喜男
	河野医院	22-3056	松本町 1-5-20	河野 貴文
	東松山医師会病院	22-2822	神明町 1-15-10	高野 泰秀
				山里 將瑞
				古橋 照之
	かきぬま整形外科	21-5222	松葉町 4-8-3	柿沼 忍
	ハロークリニック	36-1086	大谷 1064	小出 博義
	シャローム病院	25-2979	松山 1496	加藤 修一
				中村 小百合
	埼玉成恵会病院	23-1221	石橋 1721	長谷川 岳弘
				熊井戸 邦佳
				小澤 正宏
	大谷整形外科病院	24-5333	下野本 517	大谷 正
				大谷 洋
				大谷 崇裕
				佐藤 春輔
	むさし松山脳神経 外科クリニック	22-0071	本町 1-7-22	中山 利行
東松山市立市民病院	24-6111	松山 2392	杉山 聡	
			清水 学	
			白田 寛治	
			吉田 典史	
			田島 孝士	
			野村 恭一	
よしおか整形外科	25-5123	松山 2612-1	吉岡 茂	
東松山在宅診療所	81-6375	神明町 2-16-15	中尾 晃	
武蔵嵐山病院	81-7700	上唐子 1312-1	加藤 健吾	
ぼうこう ・直腸	新井クリニック	35-5550	西本宿 1859-1	新井 稔明
	はせがわ泌尿器科 皮膚科クリニック	53-4355	日吉町 12-33	長谷川 了
	東松山医師会病院	22-2822	神明町 1-15-10	天野 邦彦

担当科目	医療機関名	電話	住所	指定医師名
ぼうこう ・直腸	東松山市立市民病院	24-6111	松山 2392	岡田 典倫 平野 大作
	シャローム病院	25-2979	松山 1496	鋤柄 稔 小澤 修太郎
	埼玉成恵会病院	23-1221	石橋 1721	清水 広久
	武蔵嵐山病院	81-7700	上唐子 1312-1	小野里 航
呼吸器	東松山市立市民病院	24-6111	松山 2392	朱 幸弘
	たなか内科・眼科 クリニック	23-1151	松葉町 4-8-3	田中 弘二
	河野医院	22-3056	松本町 1-5-20	河野 貴文
	武蔵嵐山病院	81-7700	上唐子 1312-1	河村 俊明
心臓	東松山医師会病院	22-2822	神明町 1-15-10	荻野 達夫
				松本 万夫
				松本 貢一
				磯貝 京子
	埼玉成恵会病院	23-1221	石橋 1721	今井 嘉門
	東松山宏仁 クリニック	22-6111	材木町 12-5	石井 栄
シャローム病院	25-2979	松山 1496	松村 誠	
じん臓	東松山宏仁 クリニック	22-6111	材木町 12-5	石井 栄
	宏仁会高坂醫院	35-1331	西本宿 1759-1	山田 裕一
	シャローム病院	25-2979	松山 1496	鋤柄 稔
	東松山市立市民病院	24-6111	松山 2392	森野 正明
	武蔵嵐山病院	81-7700	上唐子 1312-1	菅野 龍彦
				末吉 慶多
				高見 博弥
免疫	東松山市立市民病院	24-6111	松山 2392	須賀原 裕一
肝臓	東松山医師会病院	22-2822	神明町 1-15-10	高野 泰秀 荻野 達夫
	新井クリニック	35-5550	西本宿 1859-1	新井 稔明
	埼玉成恵会病院	23-1221	石橋 1721	清水 広久

担当科目	医療機関名	電話	住所	指定医師名
肝臓	シャローム病院	25-2979	松山 1496	鋤 柄 稔
	東松山市立市民病院	24-6111	松山 2392	須賀原 裕一
	武蔵嵐山病院	81-7700	上唐子 1312-1	戸嶋 研一
小腸	武蔵嵐山病院	81-7700	上唐子 1312-1	小野里 航
	東松山医師会病院	22-2822	神明町 1-15-10	天野 邦彦

〈等級について〉

身体全体の状態を、障害の重さによって6段階の等級で区分されます。等級は、利用できるサービスの種類や内容の主な基準となります。



〈重複障害について〉

障害者手帳を交付後であっても、障害が1つでない場合は、診断書を用意することで2つ以上の障害を申請することができます。複数部位に障害が認められると、等級が上がる場合があります。該当する方は、障害者福祉課へご相談いただき、所定の診断書をお受け取りください。

→ 窓 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 療育手帳

知的障害のある方に対し、各種サービスや相談を受けやすくするために県知事が交付する手帳です。埼玉県では、障害の程度を㊤、A、B、Cのアルファベットで表示しています。

詳しくは、巻末の「知的障害者の等級（参考資料2）」をご覧ください。

〈手帳の申請手続き〉

- ① 下記〈申請の手続きに必要なもの〉をご持参の上、障害者福祉課で申請手続きをしてください。提出された申請書は、本人が18歳未満の場合は児童相談所へ、18歳以上の場合は埼玉県総合リハビリテーションセンターへ送付し、障害程度の判定を依頼します。
- ② 判定は、**面接**によって行います。面接の日時については、手帳の申請後、それぞれの相談所から直接又は障害者福祉課を経由してご家庭に連絡があります。

※ 手帳の交付は判定から概ね2か月かかります。

〈申請の手続きに必要なもの〉 ※印は18歳以上の場合のみ

- ① 母子健康手帳（※） ② 小・中学校の通知表（※）
- ③ マイナンバーカード（マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーを確認できる公的書類及び本人確認資料（参考資料4を参照））

〈手帳の交付〉

県から市へ手帳が送付され次第、交付できる日を通知します。通知に記載された持ち物をご持参の上、障害者福祉課へお越しください。

なお、18歳未満で取得した手帳には有効期限があり、原則として3～5年ごとに再判定を行います。

〈交付後の手続き〉

事 項	手続きに必要なもの			
	手帳	写真 (※1)	マイナンバー 確認書類	本人確認 書類(※2)
障害程度の変更が生じた場合	○	○	○	▲
再判定を受ける時	○	○	○	▲
手帳をなくした時		○	○	▲
破損した時	○	○	○	▲
氏名又は住所が変わった時	○		○	▲
手帳を必要としなくなった時	○		○	▲
障害者本人が死亡した時	○			

※1 写真は縦4cm×横3cmのサイズでご用意ください。

※2 ▲はマイナンバーカードをお持ちでない場合、ご用意ください。

→ **窓口** 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 精神障害者保健福祉手帳

精神に障害のある方が、一定の精神障害の状態にあることを認められた場合に、県知事から交付されるもので、各種サービスを受け、自立や社会参加の促進を図ることを目的とした手帳です。障害の程度によって1級から3級までに区分されます。

詳しくは、巻末の「精神障害者保健福祉手帳の障害等級（参考資料3）」をご覧ください。

〈手帳の申請手続き〉

- ① 所定の診断書の用紙を障害者福祉課窓口でお受け取りください。
- ② 医師に診断書の作成を依頼してください（ただし、精神障害を支給事由とする年金証書等での申請の場合は不要）。
- ③ 下記〈申請の手続きに必要なもの〉をご持参の上、障害者福祉課で申請手続きをしてください。自立支援医療（精神通院医療）を同時に申請することも可能です。
- ④ 市から県へ認定依頼をします。

※ 手帳の交付は申請から概ね2か月かかります。

〈申請の手続きに必要なもの〉

- ① 診断書（所定の様式） 又は
精神障害を支給事由とする年金証書・直近の年金振込通知書の写し
- ② マイナンバーカード（マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーを確認できる公的書類及び本人確認資料（参考資料4を参照））

※ 自立支援医療（精神通院医療）を同時に申請する場合には、世帯全員の健康保険証が必要になります。詳しくはP52参照

〈手帳の交付〉

県から市へ手帳が送付され次第、交付日を通知します。通知に記載された持ち物をご持参の上、障害者福祉課へお越しください。なお、本人が来られない場合は、ご家族がお越しください（その際はお越しになるご家族の身分証明もお持ちください）。

郵送による手帳交付も承りますので、ご希望の方はご相談ください。

※ 手帳の有効期間は2年間です。有効期間の延長を希望される方は、2年ごとに手帳の更新手続きが必要で、有効期限の3か月前から申請手続きを行うことができます。

〈交付後の手続き〉

事 項	手続きに必要なもの				
	手帳	写真 (※1)	診断書又は 年金証書・ 振込通知書の写し	マイナバ ー 確認書類	本人確認 書類(※2)
障害程度の変更が生じた場合	○	○	○	○	▲
更新もしくは再申請をする時	○	○	○	○	▲
手帳をなくした時		○		○	▲
破損した時	○	○		○	▲
氏名又は住所が変わった時	○			○	▲
手帳を必要としなくなった時	○			○	▲
障害者本人が死亡した時	○				
マイナンバーが変わった時				○	▲

※1 写真は縦4cm×横3cmのサイズでご用意ください。

※2 ▲はマイナンバーカードをお持ちでない場合、ご用意ください。

→ 窓口 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

3 日常生活の支援

○ 補装具費（交付・借受け・修理）の支給

身体障害者（児）、難病患者等の失われた部位や障害のある部分を補って日常生活を容易にするために次の補装具の購入、借受け、修理を行った場合に補装具費を支給しています。

利用者負担は**1割負担**です。世帯の所得に応じ、負担上限月額が設定されています。ただし、障害者本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合には支給の対象外となります。

※ 購入後の申請は受け付けられませんので、あらかじめご相談ください。

対 象	種 目
視覚障害者(児)難病患者	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者(児)難病患者	補聴器
肢体不自由者（児） 難病患者	<u>義手</u> 、 <u>義足</u> 、 <u>装具</u> 、車椅子、電動車椅子、 <u>歩行器</u> 、歩行補助つえ（松葉づえ、多点杖、 <u>ワストラッド</u> クラッチ、 <u>カティ</u> アソクラッチ）、 <u>座位保持装置</u> 、 <u>重度障害者用意思伝達装置</u>
	※ 児童のみ対象 排便補助具、 <u>座位保持椅子</u> 、起立保持具、頭部保持具

□内は借受けが可能な種目です。

〈申請から支給までの流れ〉

（18歳以上の場合）

- ① 障害者福祉課へ相談・申請してください。
- ② 障害者福祉課より、埼玉県総合リハビリテーションセンターへ判定依頼をします。
※補装具種目により、指定医師の意見書等で支給決定を行う場合があります。
- ③ 県から市へ判定結果が送付され次第、市から申請者と業者に支給決定通知を送付し、業者には給付券を併せて送付します。
- ④ 業者が本人に補装具を納入し、受け取ったら給付券に署名又は記名押印してください。
自己負担（1割）及び超過額のある方は業者へお支払いください。
- ⑤ 市から申請者に納品状況の確認を行います。
- ⑥ 業者が市へ代金を請求し、市は業者へ支払いをします。

（児童の場合）

指定医等が作成した補装具費支給意見書により、市町村が支給決定します。

※ 申請書は、東松山市ホームページからダウンロードすることもできます。

〈申請の手続きに必要なもの〉

- ① 障害者手帳、指定難病医療受給者証等のいずれか
- ② 見積書
- ③ マイナンバーカード（マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーを確認できる公的書類及び本人確認資料（参考資料4を参照））

→ 窓 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 日常生活用具の給付・貸与

重度障害者（児）・難病患者等に対し、日常生活を容易にするため、重度障害者用の日常生活用具の給付又は貸与を行います。障害の種別、等級によって給付・貸与が異なります。

利用者負担は**1割負担**です。世帯の所得に応じ、負担上限月額が設定されています。ただし、障害者本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合には給付・貸与の対象外となります。

原則、**在宅**の方が対象です。ただし、頭部保護帽、携帯用会話補助装置、点字器、視覚障害者用拡大読書器、人工喉頭及びストマ用装具については、在宅でない障害者等であっても給付・貸与を受けることができます(下記一覧表対象者内☆)。

※ 購入後の申請は受け付けられませんので、あらかじめご相談ください。

〈申請から給付・貸与までの流れ〉

- ① 障害者福祉課へ相談してください。対象になるかどうかお調べします。
- ② 見積書などを取り寄せて、障害者福祉課へ申請してください。その後、市から申請者と業者に給付決定通知を送付し、業者には給付券を併せて送付します。
- ③ 業者が本人に品物を納入し、受け取ったら給付券に署名又は記名押印してください。自己負担（1割）及び超過額のある方は業者へお支払いください。
- ④ 業者が市へ代金を請求し、市は業者へ支払いをします。

※ 申請書は、東松山市ホームページからダウンロードすることもできます。

〈申請の手続きに必要なもの〉

- ① 障害者手帳、指定難病医療受給者証等のいずれか
- ② 見積書
- ③ マイナンバーカード（マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーを確認できる公的書類及び本人確認資料（参考資料4を参照））

●視覚障害者向け用具

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	身体上の障害の程度が2級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害児・者（ <u>障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）	15,500円	8年
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	身体上の障害の程度が2級以上で、火災発生時の感知及び避難が著しく困難な身体障害児・者（ <u>障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）	28,700円	8年
電磁調理器	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障害者（ <u>視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）	41,000円	6年

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
視覚障害者用時計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障害者（音声時計は、原則として手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難なもの）	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
視覚障害者用体重計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障害者 <u>（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</u>	18,000円	5年
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障害児・者で、原則として学齢児以上のもの <u>（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</u>	9,000円	5年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	7,000円	10年
視覚障害児・者用誘導装置	音声による目的物（位置）等の確認が可能となるもの	視覚障害児・者のうち、音声による誘導を必要とするもの	56,000円	6年
視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	視覚障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの ☆	198,000円	8年
点字図書	点字により作成された図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害児・者	点字図書価格	—
点字タイプライター	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障害児・者で、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの	63,100円	5年
点字ディスプレイ	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	視覚障害の程度が2級以上の者であって、必要と認められるもの。ただし、点字を使用できる者に限る	383,500円	6年
点字器	標準型 A：32マス18行、 両面書真鍮板製 B：32マス18行、 両面書プラスチック製	視覚障害2級以上の身体障害児・者で原則として学齢児以上のもの ☆	標準型A 10,712円 標準型B 6,798円	7年
	携帯用 A：32マス4行、 片面書アルミニウム製 B：32マス12行 片面書プラスチック製		携帯用A 7,416円 携帯用B 1,699円	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び該当方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が安易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害 2 級以上の身体障害児・者であって、原則として学齢児以上のもの	99,800 円	6 年
情報・通信支援用具	視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト、画面拡大ソフト、画面音声化ソフトなど情報機器(パーソナルコンピュータ)を使用する際に必要な周辺機器又はソフトウェア	視覚の障害が 2 級以上の身体障害児・者で情報機器(パーソナルコンピュータ)の使用により社会参加が見込まれるもので、原則として学齢児以上のもの	100,000 円	6 年
地デジ対応ラジオ	地上波デジタル放送の受信が可能なもの	視覚障害児・者であって原則として学齢児以上のもの	28,500 円	5 年
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	視覚障害児・者であって、原則として学齢児以上	—	—
福祉電話(貸与)	障害者が容易に使用しうるもの	外出困難な身体障害者(原則として 2 級以上)であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	—

●聴覚障害者向け用具

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	身体上の障害の程度が 2 級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害児・者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	15,500 円	8 年
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	身体上の障害の程度が 2 級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害児・者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	28,700 円	8 年
聴覚障害者用屋内信号装置	音・音声等を視覚・触覚等により知覚できるもの	聴覚障害 2 級以上の身体障害者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	87,400 円	10 年

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
携帯用 信号装置	送信機と受信機を1組とし、送信機による合図（呼出し）が触覚等により知覚できるもので、携帯可能なもの	聴覚障害児・者のうち、視覚又は触覚によらなければ呼び出し等に応じることができないもの	18,000円	10年
文字放送 ラジオ	FM文字多重放送の受信が可能なもの	聴覚障害児・者のうち、文字による情報を必要とするもの	23,000円	5年
聴覚障害者用 通信装置	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用し得るもの	聴覚障害児・者であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	71,000円	5年
聴覚障害者用 情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児・者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児・者向けの緊急信号を受信するもので、聴覚障害児・者が容易に使用し得るもの	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となるもの	88,900円	6年
福祉電話 (貸与)	障害者が容易に使用しうるもの	難聴者であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（ <u>障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）	—	—
ファックス (貸与)	障害者が容易に使用し得るもの	聴覚障害3級以上の身体障害者であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもので、電話（難聴者用電話を含む）による意思疎通等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	—	—

●音声・言語障害者向け用具

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
人工喉頭	笛式：呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式：顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	喉頭摘出により、音声・言語機能を喪失した障害児・者 ☆	笛式 5,150円	4年
			電動式 72,203円	5年
携帯用 会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文書に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの	音声機能若しくは言語機能障害児・者。原則として学齢児以上のもの ☆	98,800円	5年

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
聴覚障害者用通信装置	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用し得るもの	発声・発語に著しい障害を有する者であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	71,000円	5年
ファックス（貸与）	障害者が容易に使用し得るもの	音声機能若しくは言語機能障害3級以上の身体障害者であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもので、電話（難聴者用電話を含む）による意思疎通等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	—	—

●平衡機能障害者向け用具

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
T字状・棒状のつえ	歩行の補助杖となるもの	平衡機能に障害を有する身体障害児・者で、原則として3歳以上のもの	木製 2,266円 軽金属製 3,090円	3年
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする	平衡機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障害児・者で、原則として3歳以上のもの	60,000円	8年

●上肢機能障害者向け用具

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	肢体不自由児・者で、頻繁に転倒するもの ☆	A スポンジ、革が主材料 12,768円 B スポンジ、革、プラスチックが主材料 30,870円	3年
特殊便器	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの。ただし、 <u>取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く</u>	上肢障害2級以上の身体障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	便座型 122,800円 便座一体型 151,200円	8年

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	身体上の障害の程度が2級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害児・者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	15,500円	8年
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	身体上の障害の程度が2級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害児・者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	28,700円	8年
情報・通信支援用具	上肢不自由者のインテリキー、ジョイスティックなど情報機器(パーソナルコンピュータ)を使用する際に必要な周辺機器又はソフトウェア	上肢の障害が2級以上の身体障害児・者で情報機器(パーソナルコンピュータ)の使用により社会参加が見込まれるもので、原則として学齢児以上のもの	100,000円	6年
携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文書に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの	肢体不自由児・者であって、発声、発語に著しい障害を有するもので、原則として学齢児以上のもの ☆	98,800円	5年
福祉電話(貸与)	障害者が容易に使用しうるもの	外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	—

●下肢・体幹機能障害者向け用具

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	154,000円	8年
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	下肢又は体幹の障害の程度が2級以上の身体障害児で、原則として3歳以上のもの。下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)の身体障害者	19,600円	5年
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者)の身体障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	67,000円	5年

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
入浴担架	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に介護を要する者）の身体障害児・者で、原則として3歳以上のもの	82,400円	5年
体位変換器	介助者が障害児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者）の身体障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	15,000円	5年
移動用リフト	介護者が重度身体障害児・者を移動させるに当たって容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く）	下肢又は体幹機能障害の身体障害児・者で、原則として3歳以上のもの	159,000円	4年
訓練いす	原則として附属のテーブルをつけるものとする	下肢又は体幹機能の障害の程度が2級以上の身体障害児で、原則として3歳以上のもの（ <u>児のみ</u> ）	33,100円	5年
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹機能の障害の程度が2級以上の身体障害児で、原則として学齢児以上のもの（ <u>児のみ</u> ）	159,200円	8年
入浴補助用具	入浴時の移動・座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は介助者が容易に使用し得るもの	入浴に介護を必要とする下肢又は体幹機能の身体障害児・者で、原則として3歳以上のもの	90,000円	8年
便器	障害者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）	ア 下肢又は体幹の障害の程度が2級以上の身体障害児で、原則として学齢児以上のもの（ <u>児のみ</u> ） イ 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	手すり有り 9,850円 手すり無し 4,450円	8年
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	肢体不自由児・者で、頻繁に転倒するもの ☆	A スポンジ、革が主材料 12,768円 B スポンジ、革、プラスチックが主材料 30,870円	3年
T字状・棒状のつえ	歩行の補助杖となるもの	下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害児・者で、原則として3歳以上のもの	木製 2,266円 軽金属製 3,090円	3年
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	身体上の障害の程度が2級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害児・者（ <u>障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）	15,500円	8年

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	身体上の障害の程度が2級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害児・者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	28,700円	8年
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする	下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障害児・者で、原則として3歳以上のもの	60,000円	8年
携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文書に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの	肢体不自由児・者であって、発声、発語に著しい障害を有するもので、原則として学齢児以上のもの ☆	98,800円	5年
紙おむつ	3歳以上で右記のいずれかに該当する障害児・者は、ストマ用装具に代えて紙おむつを給付することができる	ア 先天性疾患(先天性鎖肛門を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難なもの ☆	12,000円/月	—
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	障害児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって、障害等級3級以上のもので、学齢児以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢2級以上の者	200,000円	原則1回
福祉電話(貸与)	障害者が容易に使用しうるもの	外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	—

●内部機能障害者向け用具

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	身体上の障害の程度が2級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害児・者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	15,500円	8年
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	身体上の障害の程度が2級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害児・者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	28,700円	8年
ネブライザー	身体障害児・者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上の身体障害児・者で、吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要と認められるもの	36,000円	5年
電気式たん吸引器	障害児・者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上の身体障害児・者又は同程度の身体障害児・者であって必要と認められる者	56,400円	5年
酸素ボンベ運搬車(カート)	障害者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う18歳以上の者	17,000円	10年
透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障害3級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う身体障害児・者で、原則として3歳以上のもの	51,500円	5年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要な呼吸器機能障害の身体障害児・者	157,500円	5年
ストマ用装具(消化器系・尿路系)	ストマ用装具(消化器系) ストマ用装具(尿路系)	ストマ造設児・者のうち、膀胱又は直腸機能障害による身体障害者手帳を所持している児・者 ☆	(消化器系) 8,858円/月 (尿路系) 11,639円/月	—
紙おむつ	3歳以上であって、右記のいずれかに該当する障害児・者は、ストマ用装具に代えて紙おむつを給付することができる	ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛門を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛門に対する肛門形成術に起因する高度の排便障害のある者で、紙おむつを必要とするもの イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難なもの ☆	12,000円/月	—

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
福祉電話 (貸与)	障害者が容易に使用し得るもの	外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（ <u>障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）	—	—

●知的障害者向け用具

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	重度又は最重度の知的障害児・者	19,600円	5年
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	知的障害児・者若しくは精神障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの ☆	A スポンジ、革が主材料 12,768円 B スポンジ、革、プラスチックが主材料 30,870円	3年
特殊便器	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介助している者が容易に使用し得るもの。ただし、 <u>取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く</u>	訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な重度又は最重度の知的障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	便座型 122,800円 便座一体型 151,200円	8年
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	重度又は最重度の知的障害児・者（ <u>障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）	15,500円	8年
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	重度又は最重度の知的障害児・者（ <u>障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）	28,700円	8年
電磁調理器	知的障害児・者が容易に使用し得るもの	重度又は最重度の知的障害児・者で、18歳以上のもの	41,000円	6年

●難病・その他状態によるもの

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	寝たきりの状態にある難病患者等	154,000円	8年

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	寝たきりの状態にある難病患者等	19,600円	5年
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	自力で排尿できない難病患者等	67,000円	5年
体位変換器	介助者が障害児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	寝たきりの状態にある難病患者等で、原則として学齢児以上のもの	15,000円	5年
移動用リフト	介護者が重度身体障害児・者を移動させるに当たって容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く）	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、原則として3歳以上のもの	159,000円	4年
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、原則として学齢児以上のもの	159,200円	8年
入浴補助用具	入浴時の移動・座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は介助者が容易に使用し得るもの	入浴に介助を必要とする難病患者等で、原則として3歳以上のもの	90,000円	8年
便器	障害者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）	常時介助を要する難病患者等で、原則として学齢児以上のもの	手すり有り 9,850円 手すり無し 4,450円	8年
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする	下肢が不自由なため家庭内の移動等において介助を必要とする難病患者等で、原則として3歳以上のもの	60,000円	8年
特殊便器	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	上肢機能に障害のある難病患者等で、原則として学齢児以上のもの	便座型 122,800円 便座一体型 151,200円	8年
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等（ <u>難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）	28,700円	8年
ネブライザー	身体障害児・者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能に障害のある難病患者等	36,000円	5年

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
電気式たん吸引器	障害児・者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能に障害のある難病患者等	56,400円	5年
酸素ボンベ運搬車(カート)	障害者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う18歳以上の者	17,000円	10年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	157,500円	5年
トイレチェア	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの	頸髄損傷により、通常の便座上で座位を保てない者	81,000円	8年
車椅子用段差昇降機	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態、昇降が可能なもの	常時車椅子を使用する身体障害児・者	260,000円	15年
福祉電話(貸与)	障害者が容易に使用しうるもの	難聴者であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	—
収尿器	男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの ラテックス製又はゴム製 女性用 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	せき髄損傷、外傷性泌尿器障害、尿路系腫瘍等の傷病により排尿障害がある児・者	男性用 普通型 7,931円 簡易型 5,871円 女性用 普通型 8,755円 簡易型 6,077円	1年
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	障害児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、学齢児以上のもの	200,000円	原則1回

→ **窓口** 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

在宅の小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの児童に対し、日常生活を容易にするため日常生活用具の給付を行います。ただし、所得に応じて一部自己負担があります。

※ 購入後の申請は受け付けられませんので、あらかじめご相談ください。

〈種目〉 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、パルスオキシメーター、ネブライザー、ストマ用装具(消化器系・尿路系)、人工鼻

→ **窓口** 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 軽度・中等度難聴児の補聴器購入・修理費用の一部助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器購入・修理費用の一部を助成します。

補聴器の種類ごとに設定される基準価格と、補聴器の購入・修理費を比較して、いずれか少ない方の金額の3分の2の額（1,000円未満切捨て）を助成します。

ただし、同一世帯に市町村民税所得割の額が46万円以上の方がいる場合や、労働者災害補償保険法やその他の法令の規定に基づく補聴器購入・修理費用の助成を受けている場合には助成の対象外となります。

※ 購入後の申請は受け付けられませんので、あらかじめご相談ください。

〈対象者〉 次の全てに該当する18歳未満の方

- ① 市内に住所を有する方
- ② 身体障害者手帳の交付対象にならない方（身体障害者福祉法別表第2項第1号から第3号までのいずれにも該当しないと認められる方）
- ③ 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する方

補聴器の種類	1台当たりの基準額	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	50,600円※1	原則5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900円※1	原則5年
高度難聴用ポケット型	50,600円※1	原則5年
高度難聴用耳かけ型	52,900円※1	原則5年
重度難聴用ポケット型	64,800円※1	原則5年
重度難聴用耳かけ型	76,300円※1	原則5年
耳あな型（レディメイド）	96,000円	原則5年
耳穴型（オーダーメイド）	137,000円	原則5年
骨導式ポケット型	70,100円	原則5年
骨導式眼鏡型 （骨伝導式補聴器のいずれにおいても補聴効果が期待できない場合に、補聴効果が認められ装用する軟骨伝導式補聴器を含む）	127,200円※2	原則5年
FM型補聴システム（一式）FM型受信機	92,000円	原則5年
FM型補聴システム（一式）ワイヤレスマイク	128,000円	原則5年
FM型補聴システム（一式）オーディオシュー	5,000円	原則5年

※1 イヤーモールドを必要としない場合は、基準額から9,000円を除く

※2 平面レンズを必要としない場合は、基準額から一枚につき3,600円を除く

→ 窓口 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 車椅子の無料貸し出し

障害のある方に限らず、事故・病気等により、日常生活で車椅子を必要とする方に車椅子の貸し出しを無料で行っています。あらかじめご連絡ください。

→ **窓口** 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066
東松山市社会福祉協議会 TEL 23-1251 FAX 23-8898

○ 配食サービス

食生活の改善と健康増進を図るため、栄養バランスに配慮した食事を自宅に届けるサービスです。また、配達の際に安否確認を行います。

〈対象者〉体力の低下などにより、買い物や調理が困難な次のいずれかに該当する方

- ② 65歳以上のひとり暮らしの方
- ③ 65歳以上の高齢者世帯の方
- ④ 65歳以上の高齢者を含む世帯の方（当該世帯中の65歳未満の方が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの場合）
- ⑤ 60歳以上65歳未満の方で構成される世帯の方（当該世帯中のすべての方が、③に掲げる手帳のいずれかをお持ちの場合）

〈費用負担〉 一食400円（ごはん付き） / 一食350円（おかずのみ）

※ 治療食を希望する場合、上記金額に別途追加料金がかかります。

→ **窓口** 高齢介護課 TEL 21-1406 FAX 22-7731

○ あんしんサポートねっと（福祉サービス利用援助事業）

見守り、日常生活上の手続き援助や金銭管理など、一人で生活していくには不安がある方が安心した生活を送れるように、生活支援員が定期的に訪問し、援助をします。

〈対象者〉

物忘れなどのある高齢者、知的障害または精神障害のある方などで、一人で生活していくには不安がある方

〈内 容〉

- ① 福祉サービス利用の手続き、書類の整理など
- ② 日常生活に必要な事務手続きの援助など
- ③ 公共料金の支払いや生活費のお届けなど、必要な金銭の出し入れに関する援助
- ④ 預金通帳など大切な書類を、自分で保管することが困難な場合のお預かり

※ ④は、①～③の利用者のみ

〈利用料金〉

- ・ 上記①～③は、1回1時間まで 1,200円（通帳預かりがある時は 1,600円）、以降30分ごとに400円が加算
- ・ 上記④については、基本料 2,000円（1年間） 利用料 500円（1か月）

※ 契約するまでのご相談や支援計画の作成は、無料です。

→ **窓口** 東松山市社会福祉協議会 TEL 23-1251 FAX 23-8898

○ 成年後見制度に関する相談

成年後見制度に関する説明や申立て手続きのお手伝い、専門職の紹介等を無料で行っています。

〈内 容〉

- ・生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じ、成年後見制度の利用の必要性について検討します。
- ・成年後見制度が必要な方やその家族等に申立ての説明や支援を行います。
- ・必要な専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）に繋ぐ支援をします。

→ **窓口** 東松山市成年後見センター 東松山市松本町1-7-8 市民福祉センター内
TEL 59-5670 FAX 59-5066

○ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、認知症や障害のために判断能力が不十分な状態にある方が、契約や財産の管理において不利益を被らないよう保護し、支援する制度です。

成年後見制度を利用しようとしている方のうち、申立てを行うべき親族がいない方や、現在利用している方のうち、助成を受けなければ成年後見人等への報酬の支払いが困難な方に対する支援を行います。

〈対象者〉

市内に住所を有する方で、重度の認知症、知的障害または精神障害により判断能力が十分でなく、2親等以内に申立てを行うべき親族がいない方、又は助成を受けなければ成年後見人等への報酬の支払いが困難な方

〈内容〉

① 市長審判の申立て

市長による審判申立ての手続きを行います。

② 成年後見人等への報酬の助成

月額 28,000 円（施設入所者や入院期間が1年以上の者は 18,000 円）を上限に、成年後見人等への報酬を助成します。

→ **窓口** 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ ボランティアセンター

地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、ボランティアの育成や活動先、受入先の連絡調整、ボランティア保険の加入手続き、ボランティア情報の発信などを行っています。

→ **窓口** 東松山市社会福祉協議会 TEL 23-1251 FAX 23-8898

4 介護保険サービスと障害福祉サービス

○ 介護保険サービスと障害福祉サービスとの関係

65歳以上の方で「要介護認定」（介護や支援が必要であるという認定）を受けた方、又は40歳から64歳の方で介護保険の対象となる病気（特定疾病 ※）が原因で「要介護認定」を受けた方については、介護保険サービスが利用できます。

介護保険サービスを利用できる方は、障害者手帳をお持ちの場合でも、以下のサービスについては原則として介護保険サービスを優先的に利用していただくことになります。

〈優先的に利用していただく介護保険サービス〉

- 福祉用具の貸与・福祉用具購入費の支給
- 住宅改修費の支給
- ホームヘルパーの派遣
- ショートステイ
- デイサービス
- 訪問入浴サービス など

※ 特定疾病（40歳から64歳の方で介護保険の対象となる病気）

- | | |
|----------------------------|---|
| ● 筋萎縮性側索硬化症 | ● 脳血管疾患 |
| ● 後縦靭帯骨化症 | ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 |
| ● 骨折を伴う骨粗しょう症 | ● 閉塞性動脈硬化症 |
| ● 多系統萎縮症 | ● 関節リウマチ |
| ● 初老期における認知症 | ● 慢性閉塞性肺疾患 |
| ● 脊髄小脳変性症 | ● 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| ● 脊柱管狭窄症 | ● がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る） |
| ● 早老症 | |
| ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 | |

→ 窓口 〈障害福祉サービス〉

障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

〈介護保険サービス〉

高齢介護課 TEL 21-1460 FAX 22-7731

○ 障害福祉サービス

身体障害、知的障害、精神障害、難病等の方を対象として、下記サービスを提供しています。
サービスの内容や利用方法、サービス提供事業所については、障害者福祉課又は委託相談支援事業所（P1 参照）へお問い合わせください。

なお、各サービスを受けるには事前に手続きが必要ですので、早目にご相談ください。
利用者負担は1割負担です。世帯の所得に応じ、負担上限月額が設定されています。

〈サービス内容〉

① 介護給付

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・同行援護
- ・重度障害者等包括支援
- ・生活介護
- ・施設入所支援
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・療養介護
- ・短期入所（ショートステイ）

② 訓練等給付

- ・共同生活援助
- ・就労移行支援
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・宿泊型自立訓練

③ 障害児通所給付

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

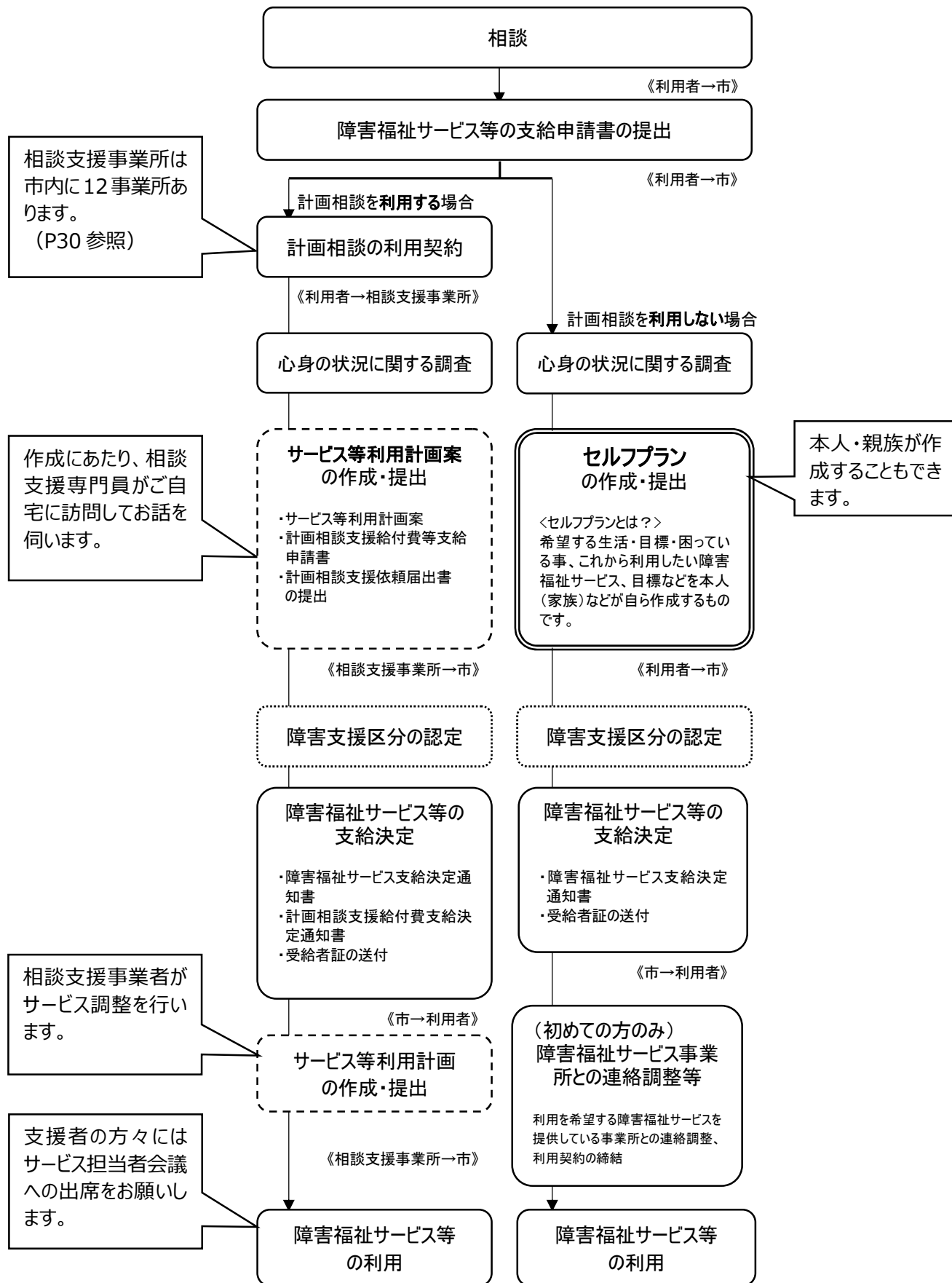
④ 計画相談支援給付

- ・計画相談支援
- ・障害児相談支援

⑤ 地域相談支援給付

- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

<障害福祉サービス利用の流れ>



相談支援事業所は市内に12事業所あります。(P30 参照)

作成にあたり、相談支援専門員がご自宅に訪問してお話を伺います。

相談支援事業者がサービス調整を行います。

支援者の方々にはサービス担当者会議への出席をお願いします。

本人・親族が作成することもできます。

<市内の相談支援事業所>

相談支援事業所	住所・連絡先	指定区分		対象者
		児童	障害者	
①総合福祉エリア相談支援事業所 (社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会)	松山2183 電 話 0493-21-5570 FAX 0493-25-3305	○	○	
②西部・比企地域支援センター (社会福祉法人 昴)	松葉町2-17-43 電 話 0493-81-5310 FAX 0493-81-5315	○	○	
③比企生活支援センター (医療法人 緑光会)	若松町1-14-6 電 話 0493-81-7145 FAX 0493-81-7146		○	
④りあん相談支援センター (社会福祉法人 いずみ会)	御茶山町15-13 電 話 0493-81-5485 FAX 0493-81-5304		○	知的障害 者のみ
⑤指定特定相談支援事業所コアラ (NPO法人 アルパ・ステーション)	早俣1-1 電 話 0493-81-3914 FAX 0493-35-3631	○	○	
⑥相談支援センター雑草 (社会福祉法人 雑草福祉会)	上野本2183-15 電 話 0493-23-8989 FAX 0493-23-8979		○	知的障害 者のみ
⑦相談支援事業所あじさい (一般社団法人 社会福祉相談センター)	東平1753-1 電 話 0493-81-5822 FAX 0493-81-5823	○	○	
⑧相談支援室しんごう (一般社団法人エミーツ)	新郷466-1 電 話 0493-81-3751 FAX 0493-81-3769		○	難病の方 は対象外
⑨指定特定相談支援事業所 ル・ジョック センター東松山 (特定非営利活動法人東松山 障害者就労支援センター)	箭弓町1-1-7 MAG'ラゲ 東松山1階 電 話 0493-81-5623 FAX 0493-81-5630		○	
⑩オールウェイズ相談支援事業所 (社会福祉法人ルロワ)	下野本1465 電 話 0493-27-6880 FAX 0493-27-6881	○	○	
⑪相談支援センターはまや (特定非営利活動法人はまや)	下唐子1594 電 話 0493-88-9963	○	○	
⑫相談支援事業所ドリーム (合同会社P&Eケア)	大谷3882-1 電 話 050-8881-1432	○	○	

<障害福祉サービスの利用者負担について>

利用するサービス量等によっては利用者の負担が過大になってしまう恐れがあるため、負担の「上限月額」を設定し、利用者の負担が一定以上にならないようにしています。

※ 「上限月額」には有効期間が定められており、少なくとも年一回見直しを行います。

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯で①・②のいずれかに該当する方	
	① 居宅で生活しており、A・Bのいずれかに該当する方※ A：市民税所得割16万円未満の障害者 B：市民税所得割28万円未満の障害児	9,300円 4,600円
	② 20歳未満の施設入所者で市民税所得割28万円未満の方	9,300円
一般2	市民税課税世帯（一般1に該当する方を除く）	37,200円

※ グループホームに居住する方、宿泊型自立訓練等を受けている方は除きます。

所得区分を判定する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）	障害者及び配偶者
障害児（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する世帯

一つの世帯に所得のある方が複数名いる場合には、市民税所得割額の合計額で判断します

Q 所得が下がったので有効期間の途中で利用者負担上限額の見直しは可能ですか？

A 可能です。

市民税額の年度の切り替わりは毎年7月1日に行われますので、切り替わり以降に利用者負担上限月額の見直しを行うことができます。見直しの際には障害者福祉課へ申請が必要となります。なお、見直しは申請の翌月から適用となります。

<地域活動支援センター>

施設名	住所・連絡先	内容
比企生活支援センター	若松町1-14-6 電話 0493-81-7145 FAX 0493-81-7146	創作的活動又は生産活動の 機会の提供、社会との交流など を行う施設 (対象者：創作的活動や生産活 動を希望する人など)
地域活動支援センター あすみーる	松葉町2-5-37 電話 0493-21-5593 FAX 0493-21-5604	

5 在宅生活支援

○ 生活サポート事業

障害者手帳・指定難病医療受給者証等のいずれかをお持ちで、在宅生活を送る方に、市に登録された民間サービス団体が以下のサービスを提供します。ただし、公的サービス（障害福祉サービス・介護保険サービス）が受けられる方はそちらが優先されます。

- ・ 車による送迎サービス
- ・ 外出時の付き添いサービス
- ・ 介護スタッフを自宅に派遣するサービス
- ・ 介護スタッフと一緒に事業所内で過ごしたり、宿泊したりするサービス 等

〈利用時間〉 後述の障害者生活支援センター事業と合わせて、一人年間150時間まで

〈利用料金〉 30分につき250円（事業所により別途料金が発生する場合があります）

〈申請手続き〉

- ① ケア・サポートいわはな 又は 障害者福祉課へ申請してください。
- ② ケア・サポートいわはなより利用券（冊子）が郵送で届きます。障害者福祉課で申請した場合は、発行に1週間程度かかります。

〈申請手続きに必要なもの〉

- ① 障害者手帳、指定難病医療受給者証等のいずれか

〈利用方法〉

ご自身又はご家族より事業所に連絡を取り、利用の予約をしてください。利用時に、時間に応じた枚数の利用券を渡すと共に、利用料金をお支払いください。

〈生活サポート事業登録団体〉

事業所名	所在地	電話番号	FAX
ファミリーサポートセンター 昴	〒355-0017 東松山市松葉町 2-17-43	0493-25-3353	0493-25-3732
サポートサービス シャローム	〒355-0005 東松山市松山 1496	0493-27-5070	0493-23-0265
ケアサポート まこと	〒355-0021 東松山市神明町 2-8-17	0493-59-8407	0493-59-8407
ヘルパーステーション コアラ	〒355-0043 東松山市早俣 1-1	0493-81-3914	0493-35-3631
喜和	〒355-0012 東松山市日吉町 3-8	0493-81-5731	0493-24-3867
虹の会 あんずの里	〒355-0051 東松山市白山台 19-2	0493-34-5488	0493-81-7211

事業所名	所在地	電話番号	FAX
あじさい	〒355-0002 東松山市東平 1753-1	0493-81-5822	0493-81-5823
ヒューマンサービス エンジョイ	〒350-0233 坂戸市南町 30-3 ピアパンダ 103号	049-284-7680	049-289-5204
生活支援サービス のぞみ	〒366-0811 深谷市人見 2000	048-501-2950	048-501-2956
パーソナルサポート はなの樹	〒350-0216 坂戸市柳町 44-17	049-298-5175	049-298-5550
埼玉県視覚障害者 社会参加推進協会	〒355-0814 滑川町みなみ野 2-13-9	050-5361-9775	050-3398-2289
モルテン	〒350-0438 毛呂山町西戸 853-6	049-295-1373	049-270-8411
サアラ	〒350-0209 坂戸市塚越 448-9	049-283-0808	049-298-8603
とりにてい	〒355-0132 吉見町大字飯島新田 790-1	0493-88-9431	0493-88-9431
ケアサポート森林	〒355-0814 滑川町みなみ野2-1 2-6 グリーンハウス102号	080-3176-4573	0493-77-4918
らんらんサポート	〒355-0227 嵐山町千手堂 39-46	070-8980-1550	
泰（やすらぎ）	〒355-0221 嵐山町菅谷 1072	0493-59-9129	0493-59-9129

→ ケア・サポートいわはな 東松山市松山2615-1 TEL 27-4077
FAX 27-4088
障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 障害者生活支援センター事業

障害者手帳・指定難病医療受給者証等・自立支援医療受給者証のいずれかをお持ちで、在宅生活を送る方に、一時的な介護サービス（一時預かり、外出援助、送迎等）を提供します。

〈利用時間〉 前述の生活サポート事業と合わせて一人年間150時間まで

〈利用料金〉 30分につき250円

〈申請の手続き〉 前述の生活サポート事業と同じ

→ ケア・サポートいわはな 東松山市松山2615-1 TEL 27-4077
FAX 27-4088

○ 訪問入浴

家庭で一人又は家族の介助では入浴することが困難な身体障害者手帳をお持ちの方（要介護・要支援の認定を受けた方を除く）に対し、移動浴そう車による入浴サービスを行っています。利用を希望する場合は事前にご相談ください。

〈費用負担〉 サービス費用の5%（非課税世帯は無料）

事業所名	所在地	電話番号
アースサポート東松山	〒355-0022 東松山市御茶山町 4-8	0493-25-6700

→ 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 機能訓練等

● 障害者生活訓練

身辺、家事管理、福祉機器活用訓練、コミュニケーション訓練及び社会資源の活用等の日常生活に必要な訓練を実施します。

→ 埼玉県障害者協議会 TEL 048-825-0707
FAX 048-825-3070

● 聴能訓練

主に乳幼児を対象として、専門医師、言語聴覚士により聴能訓練を実施しています。

→ 皆光園 TEL 048-573-2021
FAX 048-573-2022
そうか光生園 TEL 048-936-5088
FAX 048-932-1311

● 音声機能障害者発声訓練

日常生活における会話が可能となるよう食道発声訓練、人工喉頭による発声訓練等を実施しています。

〈対象者〉 病気などにより喉頭を摘出した音声機能障害のある方

→ 埼玉銀鈴会 TEL 048-647-1131
FAX 048-778-3541

6 行動範囲の拡大

○ 自動車燃料購入費助成

下記対象者の方に、登録手続き後、ガソリン券を交付します（1枚/月）。市と協定を締結した給油所において、市に登録した自動車に給油した場合のみ、給油額 1,000 円につき1枚使用できます（1,000 円未満の給油額には使用できません）。1回の給油時に使用する枚数の制限はありません。

※ 福祉タクシー利用券との併用はできません。

〈対象者〉

身体障害者手帳1・2級、療育手帳Ⓐ・A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

※ 市内に住所を有する在宅の方に限ります。

〈利用方法〉

給油所のスタッフに申し出て、ガソリン券を切り離さずに冊子ごと渡してください（切り離された券は無効です）。

〈申請の手続きに必要なもの〉

① 障害者手帳

② 車検証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も必要になります）

※ 本人又は同一世帯の方が所有している車でないと認められません。

※ 所有者又は使用者が法人の車（割賦契約、長期賃貸借契約を除く）は登録できません。

〈協定給油所一覧〉

会社名 給油所名	住 所	電 話
(有)飯島商店 東松山給油所 (ENEOS)	石橋 1536-1	23-1577
榎田商事(有) 東松山中央給油所 (ENEOS)	若松町 1-2-9	22-2028
(有)高坂石油 高坂給油所	高坂 969-4	34-4207
(有)滝沢石油 東松山西給油所 (ENEOS)	松葉町 4-7-18	23-1017
(株)津乃国 森林公園給油所 (ENEOS)	東平 2366-3	39-2145
(有)ヤジマ燃料 東松山中央給油所 (ENEOS)	御茶山町 2-6	22-0238
(有)原オートオイルサービス 東松山IC (KYGNUS)	上野本 212-3	23-2773

→ 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 福祉タクシー利用料金助成

下記対象者の方に、登録手続き後、福祉タクシー利用券を交付します（4枚/月）。タクシー1回の乗車につき1枚使用できます（一般のタクシーの初乗運賃相当額を助成）。ただし、乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額になる場合は2枚まで使用できます。

※ ガソリン券・デマンドタクシーとの併用はできません。 ※ 予約料金は除きます。

〈対象者〉

身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊦・A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

※ 市内に住所を有する在宅の方に限ります。

〈利用できるタクシー〉

埼玉県乗用自動車協会、埼玉県個人タクシー協会、埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会、彩の国個人タクシー協同組合に加入している事業者及び市と協定書を締結している介護タクシー事業所に限ります。

〈利用方法〉

乗車の際に障害者手帳を提示し、福祉タクシー利用券を乗務員に渡してください。

なお、併せて後述の「タクシー運賃の割引」を受けることができます。

〈登録手続きに必要なもの〉

- ① 障害者手帳

〈協定介護タクシー事業所一覧〉

事業所	住 所	電 話	FAX
北都観光福祉タクシー	東松山市松葉町 4-5-1	0493-23-7075	0493-23-7093
青い鳥 熊谷	熊谷市飯塚 412	080-3348-8341	048-588-2563
エール介護タクシー	嵐山町菅谷 359-1	080-8889-1927	0493-62-6375
介護タクシー 金太郎	川越市下松原 713-2	090-9319-9625	049-248-4189
介護タクシー スマイルウェーブ	入間市上谷ヶ貫 573-1	090-2143-2573	04-2936-0353
ケアタクシープラス	坂戸市薬師町 2318-21	049-281-8366	049-281-8366
福祉移送りんりん	鴻巣市北新宿 769	048-501-6737	048-611-7128
ケアタクシーすばる	入間郡毛呂山町岩井西 1-20-11	070-2180-0001	049-295-7150
福祉タクシーサポート くまさん	川口市青木 5-6-20-501	0120-856-810	048-256-7341
ビーゴ・カンパニー	入間郡三芳町北永井 837-77	090-8948-5667	
福祉タクシーアリエル	川越市岸町 3-34-2-702	070-3662-1190	

次ページに続く

事業所	住 所	電 話	FAX
PAS救急サービス	坂戸市元町 20-4	080-5986-9205	049-281-8862
アストケアタクシー	嵐山町廣野 1018	0120-769-232	
ひきあい介護サポート	東松山市加美町 2-39-2	080-8727-2291	
まる屋 介護福祉サービス	深谷市境 606	070-4533-0808	048-572-7471
介護タクシー ばらの花束	東松山市神戸 891	090-4606-0915	

※ 初乗運賃が一般のタクシーと異なる大型タクシーや寝台自動車を利用した場合でも、助成額は一般のタクシーの初乗運賃相当額になります。

→ 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ タクシー運賃の割引

身体障害者手帳 又は 療育手帳 をお持ちの方がタクシーを利用した場合、運賃の10%が割引されます。※ 迎車回送料金、予約料金は除きます。

〈利用方法〉

乗車の際に 身体障害者手帳 又は 療育手帳 を提示してください。

※ 前ページの「福祉タクシー利用券」を併用することができます。

※ デマンドタクシーにおいても割引が適用されます。

→ 各タクシー事業者

○ 福祉車両の貸し出し

不慮の事故等により、一時的に福祉車両が必要となった方に対して、一定期間貸出します。

※ 送迎等に利用するものであり、車いす使用者が運転できる仕様とはなっていません。

〈対象者〉

市内に住所を有し、車いすを使用している方

〈利用方法〉

利用希望日の2ヵ月前の月の初日から5日前までに申請書を社会福祉協議会に提出

※ 運転者の確保が必要です。

※ 運転者が75才以上の場合は、ご家族の同意が必要です。

→ 東松山市社会福祉協議会 TEL 23-1251 FAX 23-8898

○ 福祉バスの提供

障害者（児）団体等が更生訓練、研修等を行う場合、車椅子用リフト付大型バス「おおぞら号」（座席29・補助席7・車椅子固定席2名分）の提供を行っています。

→ **窓口** 埼玉県障害者福祉推進課 TEL 048-830-3303
FAX 048-830-4789

○ 駐車禁止適用除外

駐車禁止又は時間制限駐車区間の規制がされている道路において、社会生活上やむを得ない理由により駐車することが必要な場合、申請することで駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。

〈対象者〉

障害の区分		障害の級別（参考資料6を参照）	
身体障害者手帳 （歩行が困難と認められる方）	視覚障害	1～3級、4級の1号	
	聴覚障害	2級、3級	
	平衡機能障害	3級	
	上肢不自由	1級、2級の1号及び2級の2号	
	下肢不自由	1～4級	
	体幹不自由	1～3級	
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級（上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能	1～4級
	心臓機能障害	1級、3級	
	じん臓機能障害		
	呼吸器機能障害		
	ぼうこう又は直腸の機能障害		
	小腸機能障害		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	
肝臓機能障害	1～3級		
療育手帳	㊤、A		
精神障害者保健福祉手帳	1級		

※ 2箇所以上の機能障害がある場合で必ず下肢機能障害が含まれており、身体障害者手帳の等級が4級と記載されている方も対象

※ 身体障害者手帳をお持ちの方で、医師が歩行能力について1キロメートル以上歩行不能であると認めた診断書等を受けている方も対象

→ **窓口** 東松山警察署 東松山市上野本1117-1 TEL 25-0110

○ 埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）

障害のある方やけが人など、歩行が困難な方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

なお、この利用証によって、道路上の駐車禁止の除外を受けることや、有料駐車区画の使用料が減免されることはありません。

〈対象者〉

区分		交付基準	利用証の色	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	緑	対象者としての基準に該当しなくなるまで	
	聴覚障害	3級以上	緑		
	平衡機能障害	5級以上	緑		
	肢体不自由	上肢	2級以上		緑
		下肢	6級以上		緑（※1）
		体幹	5級以上		緑（※2）
		脳原性運動機能障害	上肢機能 2級以上		緑
	移動機能 6級以上		緑（※1）		
内部障害（免疫機能障害を含む）		4級以上	緑		
知的障害者		A以上	緑		
精神障害者		1級	緑		
難病患者		特定疾患医療受給者 指定難病医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	緑		
けが人等		医師の判断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方	オレンジ（※3）	診断書等で必要と認める期間（原則1年以内）	
その他車椅子の常時使用が必要と認められる方		医師の診断書等により、車椅子の常時使用が必要であると認められる方	青	対象者としての基準に該当しなくなるまで	

※1 2級以上の車椅子利用者は青

※2 3級以上の車椅子利用者は青

※3 常時車椅子を使用する場合は青

〈利用証〉

車椅子使用者利用証	その他の障害者、高齢者用	妊産婦、けが人等用
		

〈利用できる駐車区画〉

幅 3.5 メートル以上の「車椅子使用者用駐車区画」と、幅 3.5 メートル未満の「優先駐車区画」があります。区画のある施設は埼玉県のHPから確認できます。

種類	車椅子使用者用区画	優先駐車区画
利用対象者 ◎：利用可能 △：条件付きで利用可能	◎車椅子使用者（青色利用証） △その他の制度対象者（緑色、オレンジ色利用証） ※ 優先駐車区画がない駐車場であり、かつ、区画数に余裕がある場合に限る	◎その他の制度対象者（緑色、オレンジ色利用証） ◎車椅子使用者（青色利用証）
区画の表示		

〈埼玉県GISポータルサイト〉

思いやり駐車場制度協力施設や、オストメイト、ユニバーサルシートなどが設置されたバリアフリートイレ設置施設などの地理情報をマップ上で手軽に閲覧できます。

〈手続きに必要なもの〉

〈次に掲げるいずれか〉

- ① 該当等級の障害者手帳
- ② 特定疾患医療受給者証
- ③ 指定難病医療受給者証
- ④ 小児慢性特定疾病医療受給証
- ⑤ 医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等（3か月以内のもの）、及び身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）

※ 代理人による申請の場合は、代理人の身分証明書も必要です

→ **窓** 〈制度内容全般・電子申請・郵送での交付手続き等に関する問合せ〉

埼玉県福祉政策課 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL 048-830-3223 FAX 048-830-4801

〈交付手続き等に関する問合せ〉

東松山市役所障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

高齢介護課 TEL 21-1406 健康推進課 TEL 24-3921

県HP



電子申請



埼玉県 GIS ポータルサイト



7 公共料金等の優遇措置

○ 東武鉄道の障害者割引

身体障害者手帳と療育手帳をお持ちの方とその介護の方（原則第1種のみ）が、鉄道の運賃割引を受けることができます。

〈運賃割引の内容〉

種別	券種	割引内容
第1種	単独乗車	普通 10円単位運賃の5割引 (片道100km 超えて乗車するとき) ※ 他鉄道線へ乗り継ぐ場合は、駅係員にお尋ねください
		ICカード 1円単位運賃の5割引 (東武線を連続100km 超えて乗車するとき)
	介護者つき乗車	普通 ご本人・介護者の方とも、10円単位運賃の5割引 (ご本人が幼児の場合、その幼児は無料)
		ICカード ご本人・介護者の方とも、1円単位運賃の5割引 (ご本人が幼児の場合、その幼児は無料)
	回数 ご本人・介護者の方とも、5割引 (ご本人が幼児の場合、その幼児は無料)	
	定期 ご本人・介護者の方とも、5割引 (ご本人が幼児の場合、その幼児は無料) ご本人が小児の場合、介護者の方のみ5割引	
第2種	単独乗車	普通 10円単位運賃の5割引 (片道100km 超えて乗車するとき) ※ 他鉄道線へ乗り継ぐ場合は、駅係員にお尋ねください
		ICカード 1円単位運賃の5割引 (東武線を連続100km 超えて乗車するとき)
	介護者つき乗車	定期 ご本人が小児の場合、介護者の方のみ5割引 ただし、ご本人が幼児の場合、その幼児は無料で、介護者の方のみ5割引

※ 障害者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。

※ JRやその他の私鉄も割引を行っていますが、その取扱いが異なる場合があります。詳しくは直接各鉄道会社へお問い合わせください。

〈東武鉄道の割引の受け方〉

- ・ ICカード…乗車駅でタッチし、降車駅では窓口で障害者手帳とICカードを提示。
- ・ 障害者用ICカード…乗車駅・降車駅いずれもタッチのみ。
- ・ 切符…駅の窓口で障害者手帳を提示。なお、大人で第1種の手帳をお持ちの方が、介護者と共に乗車される場合は、自動券売機で小児乗車券を購入し乗車（降車駅では有人改札口をご利用ください）。

→ 窓口 各鉄道窓口

○ バスの障害者割引

対象者	割引乗車券の種類	割引率	利用方法
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・児童福祉法の適用を受ける方（注） 	普通乗車券	5割	<ul style="list-style-type: none"> ・ご乗車の際、手帳の写真が貼付されたページを開いて、乗務員に提示してください ・乗車券購入の際、窓口到手帳を提示してください
	定期乗車券	3割	

（注）施設の責任者が発行する所定の運賃割引証の提示が必要です。

- ※ 介護人・付添人の割引は、各バス会社が認めた場合に限りです。
- ※ 写真が貼付されていない精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、障害者手帳の再交付についてご相談ください。
- ※ バス会社によって取り扱いが多少異なる場合があります。詳しくは直接バス会社へお問い合わせください。

● 市内循環バス

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することで**無料**になります。

→ 各バス会社

○ 国内航空の障害者割引

対象者	身体障害者手帳をお持ちの方 療育手帳をお持ちの方 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 （顔写真の貼付された手帳が必要です）
年齢	搭乗時の年齢が満12歳以上の方
適用範囲	障害者本人の単独利用及び本人と同乗する介護者1名
割引率	航空会社により異なりますので、各航空会社にお問い合わせください

- ※ 搭乗日当日に手帳の有効期間が満了している場合には搭乗できません。
- ※ 航空券の購入及び航空機に搭乗の際は、手帳を提示してください。

→ 各航空会社営業所・代理店

○ 有料道路の障害者割引

身体障害者手帳又は療育手帳（㊤・A）をお持ちの方は、事前に登録をすることで、有料道路料金が半額になります。自動車を保有していない場合や、自動車を登録しない場合でも本割引の適用を受けられます。なお、その他の割引との併用はできません。ETCご利用の場合、他の割引と比較して最も低い額となる割引が優先されます。

〈対象者〉

対象となる 障害者の範囲	●障害者本人が運転する場合 ・身体障害者手帳（第1種・第2種）をお持ちの方
	●障害者本人以外の方が運転し、障害者本人が同乗する場合 ・身体障害者手帳（第1種）又は療育手帳（第1種）をお持ちの方

〈対象となる自動車の車種要件〉

自動車 (ETC登録車は事前登録された自動車1台)	割引適用範囲		
	事前登録 できる自動車	事前登録していない自動車(※1)	
	本人運転・ 介護運転(※2)	本人運転	介護運転(※2)
乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車	○	○	○
二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの）	○	○	○
レンタカー・借用自動車	×	○	○
介護・福祉タクシー、一般タクシー	×	×	○
福祉有償運送車両	×	×	○

※1 事前登録していない自動車では、料金所係員が、障害者本人が自ら運転又は要介護者の場合は障害者本人が同乗していることを確認のうえ割引が適用されます。

※2 介護運転とは、第1種の障害者手帳をお持ちの方で、障害者本人以外の方が運転し、障害者本人が同乗する場合です。

〈事前登録できる自動車の所有者要件〉

- ① 本人又は本人の親族等
- ② 本人以外の者の運転が認められる場合で①の者が自動車を所有していないときは、本人を継続して日常的に介護している者
- ③ 割賦契約（ローン）又は長期リース（短期レンタカーを除く）で、契約書にて契約中と確認でき、自動車検査証等上の使用者が本割引の対象者本人又は本人の親族等もしくは介護者などの要件を充たす場合

〈割引有効期間〉

割引有効期間は、手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までです。ただし、手帳に有効期限がある（次回の判定・要再認定に記載がある）場合は、いずれか短い方が割引の有効期限となります。

割引有効期限が切れている場合は、更新手続きを行わないと割引は受けられません。

更新手続きは、有効期限の2か月前から行うことができます。

〈割引の受け方〉

区 分	E T C車	非E T C車
事前登録した自動車	E T Cレーンを通行	一般レーン等で手帳を提示
事前登録されていない自動車	一般レーン等で手帳を提示	一般レーン等で手帳を提示

※ 割引対象シールに記載された車両番号と、異なる車両番号の自動車で走行した場合も割引の対象となります。その場合は料金所の一般レーン等で手帳を提示してください。

〈手続き〉

1. 窓口で手続きをする場合

(1) 対象となる自動車を登録する場合

〈手続きに必要なもの〉

- ① 身体障害者手帳 又は 療育手帳（両方の手帳をお持ちの方は両方必要です）
- ② 対象となる自動車の自動車検査証（車検証）
- ③ 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）

以下は、E T C利用登録をする場合

- ④ E T Cカード（18歳以上の場合は、障害者本人名義のもの）
- ⑤ E T C車載器セットアップ申込書・証明書

(2) 自動車を登録しない場合

〈手続きに必要なもの〉

- ① 身体障害者手帳 又は 療育手帳（両方の手帳をお持ちの方は両方必要です）
- ② 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）

2. オンライン申請をする場合

「対象となる自動車を登録する場合」かつ「E T C車」に限り、オンライン申請ができます。ご利用にあたっては、本人確認のため障害者本人のマイナンバーカード及びマイナポータルへの登録が必要となります。

《手順》

- ・ オンライン申請受付サイトにて申請
- ・ 有料道路E T C割引登録係から送付された割引対象のシールを、利用者ご自身で障害者手帳に貼り付ける

オンライン
申請受付サイト



《オンライン申請に関するお問い合わせ先》

有料道路E T C割引登録係（平日 9:00～17:00）

TEL 045-477-1233 FAX 045-474-1110

→ 窓口 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ NHK放送受信料の免除

障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で次の要件に該当する場合は、NHK受信料が**全額又は半額免除**されます。障害者福祉課で免除申請の手続きをしてください。

〈対象者〉

●全額免除

- ・身体障害者手帳をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方若しくは知的障害者と判定されている方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯構成員にあり、世帯全員が市民税非課税の場合

●半額免除

- ・世帯主（受信契約者）が視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの場合
- ・世帯主（受信契約者）が重度（1級・2級）の身体障害者手帳をお持ちの場合
- ・世帯主（受信契約者）が重度（㊤・A）の療育手帳をお持ちの場合
- ・世帯主（受信契約者）が重度（1級）の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合

※ 手帳記載の情報が変わった場合や、市民税を課税されることになった場合、障害等級が変わった場合など、免除事由が消滅した場合はNHKまでご連絡ください。

※ また、定期的実施されるNHKによる確認調査によって、免除事由に該当しない場合には自動的に免除が終了となることがあります。

〈手続きに必要なもの〉

- ① 障害者手帳 ② 印鑑

→ 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

〈問合せ〉 NHK ふれあいセンター TEL 0570-077077

FAX 045-522-3044

○ 保育料等の副食費の免除

在宅障害児（者）のいる世帯、特別児童扶養手当を受給している世帯、障害基礎年金を受給している世帯のうち、保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育事業（小規模保育事業所等）に在園している子どもがいる場合で、保護者の住民税所得割合計額が77,101円未満の場合は、給食費のうち副食費相当分（3歳児以上に限る）が免除となります。

詳しくは保育課までお問い合わせください。

→ 保育課 TEL 21-1407 FAX 23-2239

○ 郵便料金の減額及び無料扱い

区 分	内 容	取扱い
点字郵便物	点字のみを掲げたものを内容とするもの	無 料（3kg以下）
特定録音物等郵便物	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便㈱が指定する施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの	無 料（3kg以下）
定期刊行物の低料第三種郵便物	日本郵便㈱の定めにより承認を受けた第三種郵便物であり、心身障害者団体の発行する定期刊行物を内容とするもので発行人から差し出されるもの	第三種郵便物料金表による ・毎月3回以上発行の新聞紙を内容とするもの50gまで8円 ・その他50gまで15円
心身障害者用ゆうメール	図書館（日本郵便㈱に届け出たもの）と身体に重度の障害がある方又は知的障害の程度が重い方との間で、図書閲覧のために発受する場合	心身障害者用ゆうメール運賃料金表による
点字ゆうパック	点字のみを掲げたもの（日本郵便㈱が定めて表示した条件を満たすものに限る）を運送する場合	点字ゆうパック運賃料金表による（30kg以下）
聴覚障害者用ゆうパック	日本郵便㈱の指定を受けた施設と聴覚障害者との間で、ビデオテープ、その他の録画物（DVDなど）の貸出し又は返却のために発受する場合	聴覚障害者用ゆうパック運賃料金表による（30kg以下）

→ 窓口 東松山郵便局 TEL 0570-088-442
 メールでのお問い合わせ（専用フォームより）
 「日本郵政ホームページ」⇒「よくあるご質問・お問い合わせ」
 ⇒ 「メール（専用フォーム）でのお問い合わせ」
https://www.post.japanpost.jp/question/contact_us/inquiry.html

○ スマートフォン・携帯電話料金の割引

障害者手帳や特定疾患医療受給者証等をお持ちの方は、申請により、割引サービスを受けることができる場合があります。割引内容は携帯電話会社にお問い合わせください。

〈問合せ〉

- ・NTTドコモ 0120-800-000 （一般電話等から無料）
（局番なし）151 （ドコモの携帯電話）
- ・a u 0077-7-111 （一般電話から無料）
（局番なし）157 （a u電話から無料）
- ・ソフトバンク 0800-919-0157 （一般電話から無料）
（局番なし）157 （ソフトバンク電話から無料）

→ 窓口 各携帯電話事業者、各携帯電話取扱店

○ NTT無料番号案内（ふれあい案内）

下の対象者に該当する方が、番号案内を利用する場合、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることによって**無料**になります。

〈対象者〉

- ・身体障害者手帳のうち、次のいずれかの障害のある方

区 分	障害等級
視覚障害	1級～6級
肢体不自由（上肢・体幹・脳原性運動機能障害）	1級・2級
聴覚障害	2級・3級・4級・6級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	3級・4級

- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

〈手続き〉 「ふれあい案内事務局」まで、FAX又は電話にて、登録希望の旨ご連絡ください。事務局より送付された所定の申込書に必要事項を記入し、障害者手帳の写しとともに事務局へ返送してください。

→ NTT ふれあい案内事務局 TEL 0120-104174（フリーダイヤル）
FAX 0120-104134（フリーダイヤル）

○ 郵便等による不在者投票制度

身体に重度の障害があり一定の要件に該当する方は、自宅など現にいる場所で不在者投票をすることができる制度です。利用する場合は、あらかじめ申請を行うことが必要です。

〈対象者〉

- ・身体障害者手帳のうち、次のいずれかの障害のある方

区 分	障害等級
両下肢、体幹、移動機能	1級・2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級
免疫、肝臓	1級～3級

- ・戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちの方で一定の要件に該当する方

→ 選挙管理委員会 TEL 21-1443 FAX 24-6123

8 医療

○ 重度心身障害者（児）医療費助成

重度の障害のある方が病院などで診療を受けた場合に、保険診療の一部負担金を助成するものです。助成を受けるには、あらかじめ受給資格の登録が必要です。

〈対象者〉

次のいずれかに該当する方が受給資格対象者となります。

ただし、平成27年1月以降に、65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方や、障害の程度が該当の級になった方は対象外です。こども医療費の対象となる期間は、こども医療費の支給が優先されます。

- ① 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- ② 療育手帳④・A・Bをお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方（ただし精神病床への入院費用は助成対象外）
- ④ 65歳から74歳の方で後期高齢者医療制度の障害認定を受けた方、又は75歳以上で市長の認定を受けた方 ※ 申請が必要です。

※ ④の認定は、65歳の誕生日の前日までに下記手帳の交付を受けている方、又は年金の受給権を取得している方が対象です。

- ア 身体障害者手帳4級のうち、音声・言語機能又は下肢機能の一部
- イ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級
- ウ 障害年金1級・2級

〈手続き〉

障害者福祉課で受給資格登録の手続きをしてください。受給資格登録後、所得審査を行い、助成を受けられる方には、受給者証を交付します。

※ 所得制限となった場合は、受給者証は交付しません。後日、支給停止通知を送付します。支給停止期間中に医療機関等を受診した分は助成対象外です。

東松山市に転入された方は、転入から15日以内に登録手続きを行ってください。

〈資格登録の手続きに必要なもの〉

- ① 障害者手帳 ② 健康保険証 ③ 資格登録者名義の普通預金通帳
- ④ マイナンバーカード（マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーを確認できる公的書類及び本人確認資料（参考資料4を参照））

※ 過去2年以内に他市町村から転入された方は、別途書類が必要となることがあります。

〈所得制限〉

受給資格を新規に登録申請する方は所得の審査があります。

- 受給資格登録者本人の所得のみを対象とします。
- 1月～9月に受給資格の登録申請があった場合は前々年の所得、10月～12月の場合は前年の所得を審査します。
- 審査により所得制限の基準額を超過した場合は支給が制限され、受給者証は交付しません。
- 対象となる所得は、給与所得、譲渡所得、不動産所得、雑所得等があります（障害年金などの非課税所得については所得の範囲に含めません）。なお、所得とは諸控除後の額です。
- 所得制限の基準額

扶養親族の人数	所得制限の基準額	給与収入換算額（目安）
0人	3,604,000円	5,180,000円
1人	3,984,000円	5,656,000円
2人	4,364,000円	6,132,000円
3人	4,744,000円	6,604,000円
4人	5,124,000円	7,027,000円

※ 扶養親族の年齢等によって基準額に加算がある場合があります。

〈受給者証の更新〉

- 受給者証は、毎年10月に一斉更新となります。一斉更新により前年の所得を審査し、基準額未満の場合は受給者証を交付します。基準額超過の場合は一年間支給停止となり、受給者証を交付しません。
- 障害者手帳に有効期限や再判定がある場合、受給者証の有効期限は障害者手帳に合わせてありますので、障害者手帳を更新した後に受給者証を更新します。その際には所得の審査は行いません。

〈住所や保険証が変わったら〉

転居、転職等により住所や保険証が変わった場合には、変更の届出が必要です。健康保険証、受給者証をお持ちになり、手続きをお願いします。

〈助成を受けるには〉

埼玉県内の医療機関にかかるときは、受給者証と健康保険証を窓口で提示してください。保険診療の医療費の一部負担金の支払いが不要（現物給付）になります。

ただし、次のような場合は一度窓口で医療費を支払っていただき、請求書に領収書を添付して提出してください。

- ・ 現物給付を実施していない医療機関を受診した場合
- ・ 1 医療機関のうち、ひと月の一部負担金が限度額を超えた場合
（医療機関ごと、入院・外来別）
- ・ 院外処方箋の透析調剤分（社会保険加入者のみ）
- ・ 柔道整復、鍼灸の受診料
- ・ 治療用装具（コルセット等）を作ったとき（領収書と医療機関の証明書が必要です）
※ 治療用装具は、障害者福祉課への申請前に、加入している健康保険へ療養費の申請・支給決定が必要です。

各種申請書は障害者福祉課窓口にあります。また東松山市ホームページからダウンロードすることもできます。

〈助成の範囲〉

- ・ 保険適用の医療費、療養費が対象となります。食事・生活療養標準負担額、文書代、差額ベッド代、介護保険サービス適用のものなどは対象外です。
- ・ 高額療養費、附加給付等の制度で支給される金額がある場合には、そちらを優先し、差し引いた金額を助成します。
- ・ 公費負担医療（自立支援医療等）の対象となる場合は、公費負担医療（自立支援医療等）を適用した後の自己負担分について助成します。また、交通事故や労災、医薬品事故等の場合は、各法令に基づく医療費の給付がありますので、そちらを優先します。
- ・ 確定申告の医療費控除を受けた医療費は助成対象外です。また、医療費の助成を受けた場合、その部分については医療費の負担がないため、確定申告の医療費控除は行えません。
- ・ 医療機関へ支払いをしてから5年で時効となります。

→ **窓口** 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 自立支援医療費（更生医療・育成医療・精神通院医療）の支給

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額が軽減されます。医療費の1割が自己負担となりますが、負担が高額になり過ぎないように、本人及び世帯の所得、疾病等の状況に応じて、月の自己負担上限額が設定されています。

更生医療の支給

国等が指定する医療機関で、障害の除去や軽減、機能を回復するための医療を受けることができます。手術・治療等を受ける前に手続きが必要ですので、あらかじめ障害者福祉課へご相談ください。

〈対象者〉 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方

〈手続きに必要なもの〉 ★印の書類は障害者福祉課の窓口にあります。

- ① 医学的意見書(★)
 - ② 医療費概算額算定書(★)
 - ③ 障害者手帳（既にお持ちの方のみ）
 - ④ 健康保険証（受診者と同一の医療保険に加入している、世帯全員分）
 - ⑤ マイナンバーカード（マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーを確認できる公的書類及び本人確認資料（参考資料4を参照））
- ※ 医療内容や世帯の所得状況確認のために、その他に書類が必要な場合があります。

育成医療の支給

国等が指定する医療機関で必要な治療を受ける場合、その医療費が給付されます。手術・医療等を受ける前にあらかじめ障害者福祉課へご相談ください。

〈対象者〉 18歳未満の身体に障害のある児童

〈手続きに必要なもの〉 ★印の書類は障害者福祉課の窓口にあります。

- ① 医学的意見書(★)
 - ② 世帯調書(★)
 - ③ 障害者手帳（お持ちの方のみ）
 - ④ 健康保険証（受診者と同一の医療保険に加入している、世帯全員分）
 - ⑤ マイナンバーカード（マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーを確認できる公的書類及び本人確認資料（参考資料4を参照））
- ※ 医療内容や世帯の所得状況確認のために、その他に書類が必要な場合があります。

→ **窓口** 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

精神通院医療の支給

統合失調症やうつ病などの精神疾患により、通院による継続した治療を受けると、医療費の負担が多くなることがあります。自立支援医療制度は、精神疾患に必要な治療を続けられるように医療費の負担軽減を図る制度です。障害者福祉課の窓口で手続きをしてください。

〈対象者〉 指定医療機関で精神科医療（外来）を受けている方

- ＜手続きに必要なもの＞ ★印の書類は障害者福祉課の窓口にあります。
- ① 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書(★)
 - ② 意見書(★)
 - ③ 課税状況確認のための同意書(★)
 - ④ 健康保険証（受診者と同一の医療保険に加入している、世帯全員分）
 - ⑤ 自立支援医療受給者証（更新の場合のみ）
 - ⑥ 下記に該当する場合、世帯の所得状況の確認書類
 - ・生活保護世帯の方は、生活保護受給証明書
 - ・市民税非課税の方は、本人が受給している年金・手当等の額がわかる書類（振込通知書等）
 - ⑦ マイナンバーカード（マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーを確認できる公的書類及び本人確認資料（参考資料4を参照））

→ **窓口** 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 指定難病の医療給付

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定される指定難病について、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度です。医療給付の相談・申請については、東松山保健所にお問い合わせください。

→ **窓口** 東松山保健所 東松山市若松町2-6-45 TEL 22-0280
FAX 22-4251

○ 小児慢性特定疾病の医療費助成制度

埼玉県内に住所を有する18歳未満の児童（18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には継続手続を行うことにより、20歳未満まで延長することが可）で、児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を助成し、医療費の負担軽減を図る制度です。医療費助成の相談・申請については、東松山保健所にお問い合わせください。

→ **窓口** 東松山保健所 東松山市若松町2-6-45 TEL 22-0280
FAX 22-4251

○ 特定疾患等の医療給付

対象となる疾患の治療を受けている方が、医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等の全部又は一部を、県が公費負担することにより、患者の医療費の負担軽減を図る制度です。医療給付の相談・申請については、東松山保健所にお問い合わせください。

→ **窓口** 東松山保健所 東松山市若松町 2-6-45 TEL 22-0280
FAX 22-4251

○ 先天性血液凝固因子欠乏症等の医療給付

先天性血液凝固因子欠乏症等（指定疾患）の医療給付は、指定疾患に係る医療費等の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより、患者の医療費の負担軽減を図る制度です。医療給付の相談・申請については、東松山保健所にお問い合わせください。

→ **窓口** 東松山保健所 東松山市若松町 2-6-45 TEL 22-0280
FAX 22-4251

○ 後期高齢者医療制度の障害認定

65歳から74歳で一定の障害の状態にある方は、申請により現在加入している健康保険を脱退し、後期高齢者医療制度に加入できます。後期高齢者医療制度に加入することで、現在加入している健康保険に比べ、医療費の一部負担金の割合や保険料の負担が少なくなる場合があります。一定の障害の状態とは、次の状態が基準となります。

〈対象者〉

- ・ 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- ・ 身体障害者手帳4級のうち、音声・言語機能障害又は下肢障害の1号、3号、4号に該当する方
- ・ 療育手帳㊤・Aをお持ちの方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
- ・ 障害年金1級・2級に該当する方

→ **窓口** 保険年金課 TEL 63-5004 FAX 23-0076

○ 高齢者インフルエンザ予防接種

内 容 一部公費でインフルエンザ予防接種が受けられます。

対象者 東松山市内に住民登録のある方で、次のいずれかに該当する方

1. 接種時に65歳以上の方
2. 接種時に60歳から64歳の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害のある方、及び、免疫の機能に障害のある方で「1級の身体障害者手帳」を提示した方

料 金 1,000円（生活保護受給者証を提示の方は無料）

※ 接種期間や接種できる医療機関については、市のホームページをご覧ください。健康推進課までご相談ください。

※ 市外で接種する方は、「東松山市の予診票」が必要です。事前に健康推進課までご相談ください。

<医療機関に持参するもの>

- ① 健康保険証（上記2の該当者は身体障害者手帳も必要です）
- ② 生活保護受給者の方は「生活保護受給者証」

→ 健康推進課 TEL 24-3921 FAX 22-7435

○ 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

内 容 一部公費で肺炎球菌ワクチン予防接種が受けられます。

対象者 東松山市内に住民登録のあり、「今まで肺炎球菌を1回も接種していない方」で次のいずれかに該当する方

1. 接種時に65歳の方
※ 対象者の方には、はがきを送付します。（生涯一回限りです。）
2. 接種時に60歳から64歳の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害のある方、及び、免疫の機能に障害を有する方で「1級の身体障害者手帳」を提示した方

料 金 5,000円（生活保護受給者証を提示の方は無料）

※ 接種期間や接種できる医療機関については、市のホームページをご覧ください。健康推進課までご相談ください。

※ 市外で接種する方は、「東松山市の予診票」が必要です。事前に健康推進課までご相談ください。

<医療機関に持参するもの>

- ① 健康保険証（上記2の該当者は身体障害者手帳も必要です）
- ② 市からのはがき（上記1の該当者）
- ③ 生活保護受給者の方は「生活保護受給者証」

→ 健康推進課 TEL 24-3921 FAX 22-7435

○ こども医療費助成

市内に住所を有する児童の医療費の一部負担金（高額療養費・附加給付を除く）を助成します。住民登録されてから18歳に達する日以降の最初の3月31日までの入院・通院分が助成対象です。児童が重度心身障害者医療費の資格にも該当する場合は、こども医療費を優先します。なお、18歳に達する日以降の最初の4月1日において、重度心身障害者医療費の資格に該当する場合には、こども医療費の資格喪失前に、障害者福祉課より重度心身障害者医療費の資格取得に係る書類を送付します。

→ **窓口** こども支援課 TEL 21-1461 FAX 23-2239

○ ひとり親家庭等医療費助成

次のいずれかに該当する18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童（心身に一定の障害がある場合は20歳になるまで）を養育している父又は母、若しくは養育者とその児童（こども医療費又は重度心身障害者医療費を受給していない児童に限る）の医療費の一部負担金（高額療養費・附加給付を除く）を助成します。※所得制限があります。

〈対象児童〉

- ① 父母が婚姻を解消した児童（婚姻には、事実婚を含みます）
- ② 父（母）が死亡した児童
- ③ 父（母）に一定の障害がある児童

※ 父（母）が児童扶養手当法施行令別表第2に定める障害の程度に該当している場合

- ④ 父（母）が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑤ その他の理由（1年以上遺棄している、拘禁されている等）で父（母）のいない児童

※ 申請者が父の場合、児童を監護し、かつ生計を同じくしていることが要件となります。

ただし、次のような場合には支給対象になりません。

- ① 申請者や児童が日本国内に住所がないとき
- ② 児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設・通園施設を除く）に入所しているとき

→ **窓口** こども支援課 TEL 21-1461 FAX 23-2239

9 手当・年金等

○ 在宅重度心身障害者手当

重度の障害がある方で、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過措置による福祉手当を受給していない65歳未満の方に対し支給されます（65歳未満で支給開始した方には65歳以降も引き続き支給されます）。

- 〈対象者〉 ① 身体障害者手帳1級・2級をお持ちの方
② 療育手帳Ⓐ・Aをお持ちの方
③ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

〈手当額〉 月額 5,000円

〈支給制限〉 次のいずれかに該当するときは受給できません。

ア. 施設に入所しているとき

イ. 前年1月1日～12月31日分所得に対する住民税が課税されているとき

〈支給方法〉 認定された場合、申請のあった月の翌月分から、3月（10～3月分）と9月（4～9月分）に支払います。

〈手続きに必要なもの〉

- ① 障害者手帳 ② 障害者本人名義の普通預金通帳

過去2年以内に他市区町村から転入された方は、別途書類が必要となる事があります。

→ 窓口 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 難病患者見舞金

継続して1年以上市内に住所を有する方で、下記の受給者証をお持ちの方に難病患者見舞金が支給されます。ただし、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過措置による福祉手当、ねたきり老人等手当を受給している方は対象となりません。

〈対象者〉 指定難病医療受給者証・特定疾患医療受給者証・指定疾患医療受給者証・
県単独指定難病医療受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた方

〈支給額〉 年額 20,000円

〈支給方法〉 毎年9月に支給されます。（9月以降に申請した方は、初回のみ3月に支給）

〈手続きに必要なもの〉

- ① 上記の受給者証 ② 受給者本人名義の普通預金通帳

→ 窓口 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 特別障害者手当

20歳以上であって、身体又は精神の重度の障害により、日常生活において常時特別な介護を要する在宅の重度障害者に対する支援として手当を支給しています。

〈対象者の目安〉

※ 下記の障害者手帳の所持を条件とするものではありません。

※ 目安であるため、必ず該当するものではありません。

- ① 身体障害者手帳1級・2級相当の障害が重複する方
- ② 療育手帳④で常時特別な介護を要する方
- ③ 精神障害（知的障害を含む）、内部障害等で①、②と同程度の障害を有する方

※ 障害程度認定基準については、障害者福祉課にパンフレットがあります。

〈手当額〉 月額 28,840円

〈支給制限〉 次のいずれかに該当するときは支給できません。

- ア. 施設に入所しているとき
- イ. 継続して3か月をこえて病院等に入院しているとき
- ウ. 障害者本人、その配偶者および扶養義務者の前年の所得が次の額以上のとき

※ 所得とは、収入から必要経費（給与所得控除等）の控除を行った額です。

扶養親族数	0人	1人	2人以上1人増すごとに
障害者本人	3,604,000円	3,984,000円	380,000円加算
配偶者、扶養義務者 (同居の親、兄弟姉妹等)	6,287,000円	6,536,000円	213,000円加算


〈支給方法〉 認定された場合、申請のあった月の翌月分から、毎年2月（11～1月分）・5月（2～4月分）・8月（5～7月分）・11月（8～10月分）に支払います。

〈手続きに必要なもの〉

- ① 医師の診断書（所定の様式）※1
- ② 障害者手帳（お持ちの場合）
- ③ 障害者本人名義の普通預金通帳
- ④ 年金証書等の写し（受給中の場合）※2
- ⑤ 前年1月1日～12月31日の年金収入がわかるもの（1～6月申請の場合は前々年）※2
- ⑥ 障害者・配偶者・扶養義務者（同居の親、兄弟姉妹等）のマイナンバーが確認できる書類

※1 診断書を省略できる場合がありますので事前にご相談ください。

※2 マイナンバーカードをもって年金額証明書等に代えることができます。

→  障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 障害児福祉手当

20歳未満で在宅の重度障害児に対する支援として、手当を支給しています。

〈対象者の目安〉

※ 下記の障害者手帳の所持を条件とするものではありません。

※ 目安であるため、必ず該当するものではありません。

- ① 身体障害者手帳1級の一部及び2級の一部の方
- ② 療育手帳④相当の方
- ③ 精神障害、血液疾患等で①、②と同程度の障害を有する方

※ 障害程度認定基準については、障害者福祉課にパンフレットがあります。

〈手当額〉 月額 15,690円

〈支給制限〉 次のいずれかに該当するときは支給できません。

- ア. 施設に入所しているとき
- イ. 障害を支給事由とする公的年金を受けられるとき
- ウ. 児童本人、その配偶者および扶養義務者の前年の所得が次の金額以上のとき

※ 所得とは、収入から必要経費（給与所得控除等）の控除を行った額です。

扶養親族数	0人	1人	2人以上1人増すごとに
児童本人	3,604,000円	3,984,000円	380,000円加算
配偶者、扶養義務者 (親、兄弟姉妹等)	6,287,000円	6,536,000円	213,000円加算

〈支給方法〉 認定された場合、申請のあった月の翌月分から、毎年2月（11～1月分）・5月（2～4月分）・8月（5～7月分）・11月（8～10月分）に支払います。

〈手続きに必要なもの〉

- ① 医師の診断書（所定の様式）※
- ② 障害者手帳（お持ちの場合）
- ③ 児童本人名義の普通預金通帳
- ④ 児童・児童の配偶者・扶養義務者（親、兄弟姉妹等）のマイナンバーが確認できる書類

※ 診断書を省略できる場合がありますので事前にご相談ください。

過去2年以内に他市区町村から転入された方は、別途書類が必要となる事があります。

→ 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している方に対し、県から手当を支給しています。

〈対象者の目安・手当額〉

巻末の「特別児童扶養手当の障害程度認定基準（参考資料1）」をご確認ください。

※ 下記の障害者手帳の所持を条件とするものではありません。

※ 目安であるため、必ず該当するものではありません。

対象者の目安	特児区分	手当月額
身体障害者手帳1級・2級、療育手帳④・A相当	1級	55,350円
身体障害者手帳3級・4級の一部、療育手帳B相当	2級	36,860円

〈支給制限〉 次のいずれかに該当するときは支給できません。

ア 児童が施設に入所しているとき

イ 児童の障害を支給事由とする公的年金を受けられることができるとき

ウ 受給資格者（児童と同居する親等）、その配偶者および扶養義務者（児童と同居する祖父母、おじおば、収入がある兄弟姉妹等）の前年の所得が次の額以上のとき

※ 所得とは、収入から必要経費（給与所得控除等）の控除を行った額です。

扶養親族数	0人	1人	2人以上1人増すごとに
受給資格者（児童の親等）	4,596,000円	4,976,000円	380,000円加算
配偶者、扶養義務者（児童と同居する祖父母、おじおば、収入がある兄弟姉妹等）	6,287,000円	6,536,000円	213,000円加算

〈支給方法〉 認定された場合、申請のあった月の翌月分から受給資格が発生します。

4月（12～3月分）・8月（4～7月分）・11月（8～11月分）に、埼玉県より支払われます。

〈手続きに必要なもの〉

- ① 医師の診断書（所定の様式）※
- ② 障害者手帳（お持ちの場合）
- ③ 戸籍謄本（児童・請求者（児童と同居する親）・請求者の配偶者が載ったもの）
- ④ 請求者（親）名義の普通預金通帳
- ⑤ 児童・請求者（親）・請求者の配偶者・扶養義務者（児童と同居する祖父母、おじおば、収入がある兄弟姉妹等）のマイナンバーが確認できる書類

※ 診断書を省略できる場合がありますので事前にご相談ください。

→ 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 児童扶養手当

次のいずれかに該当する18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童（心身に一定の障害がある場合は20歳になるまで）を養育している父又は母、若しくは養育者に児童扶養手当を支給します。※ 所得制限があります。

〈対象児童〉

- ① 父母が婚姻を解消した児童（婚姻には、事実婚を含みます）
- ② 父（母）が死亡した児童
- ③ 父（母）に一定の障害がある児童
※ 父（母）が児童扶養手当法施行令別表第2に定める障害の程度に該当している場合
- ④ 父（母）が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑤ その他の理由（1年以上遺棄している、拘禁されている等）で父（母）のいない児童
※ 申請者が父の場合、児童を監護し、かつ生計を同じくしていることが要件となります。

ただし、次のような場合には支給対象になりません。

- ① 申請者や児童が日本国内に住所がないとき
- ② 児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設・通園施設を除く）に入所しているとき

→ 窓口 こども支援課 TEL 21-1461 FAX 23-2239

○ 心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることで、保護者が死亡又は重度障害の状態になった時以降、障害のある方に年金を支給する制度です。

〈対象者〉 ①～④の障害のある方を扶養している保護者で、次のア～ウのすべての条件を満たしている方。

- ア) 市内に住所を有する方
- イ) 加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満の方
- ウ) 特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態である方

- ① 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- ② 療育手帳をお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
- ④ 精神又は身体に永続的な障害があり、上記と同程度と認められる方（別途診断書が必要となる場合があります）

〈掛 金〉 加入時の年齢により月額1口 9,300円～23,300円（加入口数は2口まで）

〈支給額〉 1口 月額 20,000円 2口 月額 40,000円（毎月25日振込）

〈手続きに必要なもの〉

- ① 上記等級内の障害者手帳等（お持ちの場合） ② 印鑑
- ③ 住民票（保護者・障害のある方それぞれのもの）

→ 窓口 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 障害年金

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師の診療を受けた時（初診日）に、国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。希望の方には、日本年金機構のパンフレットをお渡しします。

● 障害基礎年金（国民年金）

次の3つの要件の全てに該当する方が受給できます。

〈受給要件〉

- ① 初診日において、国民年金の被保険者であること、又は、60歳以上65歳未満の人で日本国内に住所を有していること
- ② 障害認定日の障害の程度が政令で定められている障害等級表の1級・2級に該当していること、又は、障害認定日に該当しなかった人が、その後病状が悪化して該当するようになったこと（事後重症による請求は、65歳の誕生日の前々日までに請求書の提出が必要）
- ③ 初診日の前日において、初診日の前々月までの加入期間のうち保険料を納めた期間（保険料を免除された期間を含む）が、その期間の3分の2以上あること（初診日が令和8年3月までは上記の加入期間の直近の1年間に保険料の未納期間がないこと）

また、20歳前に初診日があり、障害の程度が障害等級表の1級・2級に該当する方については、20歳到達日を障害認定日として障害基礎年金の請求ができます。この場合、年金の受給権者に一定の額を超える所得があるときは、全額又は半額支給停止となります。

※初診日によって、障害認定日が20歳到達日以降になることがあります。

〈年金額〉

障害の程度等により異なります。詳しくは保険年金課の担当までお問い合わせください。

→ 窓口 保険年金課 TEL 21-1434 FAX 23-0076

● 障害厚生年金（厚生年金）

厚生年金の被保険者である間に初診がある場合には、年金事務所が窓口となります。受給要件については、次の3つの要件の全てに該当する方が受給できます。

〈受給要件〉

- ① 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること
- ② 障害の程度が障害認定日に、障害等級表の1級から3級のいずれかに該当していること
- ③ 保険料の納付要件を満たしていること（障害基礎年金〈受給要件〉③と同じ）

〈年金額〉

障害の程度等により異なります。詳しくは川越年金事務所までお問い合わせください。

※ 障害年金と同じ趣旨で、障害程度が軽い場合に支給される障害手当金（一時金）もあります。

→ 窓口 川越年金事務所 川越市脇田本町 8-1 U PLACE 5 階

TEL 049-242-2657 FAX 049-245-8919

○ 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権がない方で次の要件に該当する方に対して支給されます。

〈対象者〉

- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金制度加入者の配偶者
 - ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ※ いずれかに該当し、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の1級・2級の障害の状態にある方

〈支給額〉

障害の程度等により異なります。詳しくは保険年金課の担当までお問い合わせください。

→ 保険年金課 TEL 21-1434 FAX 23-0076

10 税の控除・減免

ここで用いる「特別障害者」及び「障害者」とは、次の表のとおりです。

区 分	障害者	特別障害者
身体障害者手帳	右記以外の手帳所持者	1級・2級
療育手帳		㊤・A
精神障害者保健福祉手帳		1級
介護保険の要介護・要支援の認定を受けた65歳以上の方(注)	寝たきり度がB1又はB2、 あるいは認知度がⅢa又はⅢb	寝たきり度がC1又はC2、 あるいは認知度がⅣ又はM

(注) 障害者福祉課から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた方に限ります。

○ 所得税の障害者控除

所得税の納税者が障害者本人の場合や、障害者である親族を扶養している場合は、勤務先・税務署へ申告すると障害者控除が受けられ、下表の控除額が所得金額から差し引かれます。

区 分	障害者	特別障害者	同居特別障害者
本 人	27万円	40万円	/
同一生計配偶者又は扶養親族	27万円	40万円	75万円

※ その年の12月31日の現況によります。

→ 窓口 東松山税務署 TEL 22-0990

《電話での相談が困難な方に対する相談窓口（聴覚障害者用ファクシミリ）》

関東信越国税局 電話相談センター FAX 048-833-9680

※ 所得税が給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当へご相談ください。

○ 市民税・県民税の障害者控除

市民税・県民税の納税者が障害者本人の場合や、障害者である親族を扶養している場合は、市役所課税課へ申告すると障害者控除が受けられ、下表の控除額が所得金額から差し引かれます。（所得税の確定申告をした方は、課税課への申告は不要です）

区 分	障害者	特別障害者	同居特別障害者
本 人	26万円	30万円	/
同一生計配偶者又は扶養親族	26万円	30万円	53万円

※ 課税年度の前年の12月31日の現況によります。

→ 窓口 課税課 TEL 21-1438 FAX 23-2238

○ 自動車税の減免

障害者の通院、通学等のために使用する自家用自動車で一定の要件を満たすものは、障害者1人につき1台に限り、自動車税又は軽自動車税の減免を受けることができます。

減免の対象となる障害の区分と障害の程度は次のとおりです。

手帳の種類及び障害の区分		障害の程度	
身体障害者手帳	視 覚	1級～3級、4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1	
	聴 覚	2級、3級	
	平衡機能	3級	
	音声機能又は言語機能	3級（喉頭が摘出された場合に限る）	
	上 肢 ※ 主に手や腕	1級、2級	
	下 肢 ※ 主に足	1級～6級	
	体 幹	1級～3級、5級	
	乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能	上肢	1級、2級
		移動	1級～6級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう 又は直腸、小腸の機能		1級、3級
	肝臓機能		1級～3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能		1級～3級
療育手帳		㊤、A	
精神障害者保健福祉手帳		1級かつ精神通院医療を受けている方	

※ 障害名が「半身不随」の場合や複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの級により判定します。

環境性能割（自動車税・軽自動車税）

詳細については、自動車税事務所へお問い合わせください。

→ **窓口** 自動車税事務所 熊谷支所（熊谷市御稜威ヶ原701-5）

TEL 048-532-8011 FAX 048-530-1011

※ 減免後1年以内に自動車を新たに取得した場合は、新たな環境性能割の減免は受けられません。

種別割（自動車税）

申請方法等の詳細については、県税事務所へお問い合わせください。

→ **窓口** 東松山県税事務所（東松山市六軒町5-1）

TEL 23-8908 FAX 23-7921

種別割（軽自動車税）

課税課で手続きをしてください（毎年手続きが必要です）。

※ 納期限前7日までに申請がない場合は、その年の減免は受けられません。

※ 減免の対象は、障害者1人につき1台のみのため、自動車税（種別割）の減免を受けた場合は軽自動車税（種別割）の減免を受けることはできません。

<手続きに必要なもの>

- ① 減免対象となる車両を運転する方の運転免許証
- ② 軽自動車税（種別割）納税通知書
- ③ 自動車検査証、軽自動車届出済証 又は 標識交付証明書の写し
- ④ 障害者手帳 ⑤ 自立支援医療受給者証（精神障害の場合のみ）
- ⑥ 申請者の身分証明書
- ⑦ 常時介護誓約書（以下2点の両方に該当する方のみ）
 - i 障害者のみで構成される世帯で障害者が納税義務者
 - ii 常時介護者が運転者

→ 課税課 TEL 21-1438 FAX 23-2238

○ 相続税の障害者控除

相続人が85歳未満の障害者であるときは、その障害者が85歳に達するまでの年数1年に
つき10万円（特別障害者のときは20万円）が障害者控除として相続税額から差し引かれます。

→ 東松山税務署 TEL 22-0990

《電話での相談が困難な方に対する相談窓口（聴覚障害者用ファクシミリ）》

関東信越国税局 電話相談センター FAX 048-833-9680

○ 贈与税の非課税

特定障害者（特別障害者及び障害者のうち精神に障害のある方）の方の生活費などに充てる
ために、特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合には「障害者非課税
信託申告書」を信託会社の営業所等を通じて税務署長に提出することにより、6,000万円（特
別障害者以外の方は3,000万円）までの金額については非課税になります。

→ 税務署・信託銀行等

○ ストマ用装具・おむつに係る費用の医療費控除

ストマ用装具に係る費用の医療費控除

ストマケアに係る治療上、適切なストマ用装具を消耗品として使用することが必要不可欠であると医師が認め、「ストマ用装具使用証明書」を発行した場合については、当該ストマ用装具に係る費用は、医師の治療を受けるため直接必要な費用と認められ、医療費控除の対象となります。

おむつに係る費用の医療費控除

医師の治療を継続して受ける必要のある傷病により、概ね6か月以上寝たきり状態にある方の使用しているおむつに係る費用について、医師が治療上必要と認め、「おむつ使用証明書」を発行した場合に限り、医療費控除の対象となります。

なお、この控除を受けることが2年目以降である場合、介護保険法の要介護認定を受けている一定の方については、高齢介護課が交付する「おむつ代の医療費控除証明書」を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

- **医療費控除に関する窓口** 東松山税務署 TEL 22-0990
《電話での相談が困難な方に対する相談窓口（聴覚障害者用ファクシミリ）》
関東信越国税局 電話相談センター FAX 048-833-9680
- **おむつ代の医療費控除証明書に関する窓口**
高齢介護課 TEL 21-1460 FAX 22-7731

○ 個人事業税の非課税

両眼の視力が0.06以下の視覚障害のある方が、あんま・マッサージ・はり・きゅう・その他医業に類する事業を個人で営む場合、事業税が非課税となります。

- **窓口** 東松山県税事務所 TEL 23-8908 FAX 23-7921

○ 少額貯蓄の利子等の非課税（障害者等のマル優）

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、障害年金を受給している方などが受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。利用するには、最初に預け入れ等をする日までに、金融機関の窓口などに書類を提示して確認を受ける必要があります。

- **窓口** 金融機関等

1.1 情報支援・情報保障

○ 手話通訳者の派遣

聴覚又は音声・言語機能障害のある方が、各種の手続きや相談等がスムーズにできるよう手話通訳者を派遣します。

※ 申請書は、東松山市ホームページからダウンロードすることもできます。

→ 〈派遣対象者登録〉 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066
〈派遣申込み〉 総合福祉エリア総合相談窓口
TEL 21-5570 FAX 25-3308

○ 要約筆記者の派遣

聴覚又は音声・言語機能障害のある方のコミュニケーションを支援するため、要約筆記奉仕員を派遣します。

→ 〈派遣対象者登録〉 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066
〈派遣申込み〉 埼玉聴覚障害者情報センター TEL 048-814-3353
FAX 048-814-3354

○ 聴覚障害者相談員

聴覚障害者の日常生活・社会生活上の問題について相談に応じています。

→ 埼玉県聴覚障害者情報センター
さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館2階
TEL 048-814-3353 FAX 048-814-3355

○ ファクシミリ利用料の補助

家庭にファクシミリを設置している下記対象者へ、ファクシミリを利用するための電話利用料の一部を補助します。

〈対象者〉 聴覚又は音声・言語機能障害の身体障害者手帳2・3級をお持ちの方
〈補助額〉 ファクシミリを利用するための電話利用料に対して月850円を限度に補助します。
(世帯内対象者が3人以上の場合は、月900円を限度に補助します。)

→ 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 点字・声の広報（デージー版）の発行

視覚障害者に対し点字広報、声の広報（デージー版）を発行しています。どちらも原則毎月1日に発行されます。

- **窓口** 〈申込み〉 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066
〈発行内容〉 広報広聴課 TEL 21-1410 FAX 22-5516

○ 対面朗読室

東松山市立図書館内に視覚障害者のための対面朗読室を設置しています。

ここでは希望によりボランティアや職員が対面朗読を行います。利用条件など、詳しくは市立図書館までお問い合わせください。

- **窓口** 東松山市立図書館 東松山市本町2-11-20 TEL 22-0324
FAX 22-0064

○ 家庭配本サービス

東松山市立図書館では、重度身体障害者のために図書・雑誌・朗読テープ・CD・DVDなどの配送を行っています。利用条件など、詳しくは市立図書館までお問い合わせください。

- **窓口** 東松山市立図書館 東松山市本町2-11-20 TEL 22-0324
FAX 22-0064

○ NET119緊急通報システム

比企広域消防本部では、聴覚や発話の障害等により音声通話が困難である方が、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を通して、簡単な画面操作で119番通報を行えるシステムを導入しています。詳しくは比企広域消防本部までお問い合わせください。

〈対象者〉 比企広域消防本部が管轄する地域（東松山市、吉見町、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、東秩父村）に在住又は在勤若しくは在学の方で、聴覚、音声・言語機能又はそしゃく機能の障害等により音声通話が困難である方

〈手続き〉 所定の申請書に必要事項を記入し、障害者福祉課又は比企広域消防本部へ提出してください。後日、登録メールアドレスに仮登録メールが届きますので、案内に従い登録を完了させてください。

- **窓口** 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

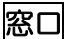
〈問合せ〉 比企広域消防本部指令課 東松山市大字上野本1300-1
TEL 23-2266 FAX 24-1668
E-mail shirei119@hiki-saitama.jp

○ 比企広域電子図書館（比企eライブラリ）

比企広域1市6町では、電子図書館サービス「比企eライブラリ」を導入しています。電子図書館は、パソコン、スマートフォン、タブレットからインターネットを通じて電子書籍を借りることができるサービスです。読み上げ機能のついた本も多数あります。詳しくは下記ウェブサイト又は市立図書館までお問い合わせください。

〈対象者〉 東松山市在住で図書館利用券をお持ちの方

〈手続き〉 図書館利用券及び住所が確認できる証明書（マイナンバーカード、障害者手帳、保険証等）をお持ちの上、市立図書館、高坂図書館又はなしの花図書館で申込みください。申込後、電子図書館のIDと仮パスワードを発行します。「比企広域電子図書館 比企eライブラリ」のサイトにアクセスし、ログイン後、ご自身でパスワードを変更してください（半角英数字記号6文字以上20文字以下）。

→  東松山市立図書館 東松山市本町2-11-20 TEL 22-0324
FAX 22-0064

（比企広域電子図書館 比企eライブラリ サイト）

<https://web.d-library.jp/hiki/>



○ コミュニケーション支援アプリ

障害のある方、障害のある方を支援する方などのコミュニケーションを支援するアプリがあります。スマートフォンやタブレットで文字やイラストを指し示すことにより、情報や意思を伝えることができます。アプリは無料（通信料は除く）で利用できるものがたくさんあります。

〈アプリでできること〉

- ・イラストでコミュニケーションをとることができます。
- ・「はい」「いいえ」「わかりません」やよく使う項目を登録して相手に伝えることができます。

（コミュニケーション支援アプリを紹介しているサイト（参考））

東京都障害者IT地域支援センター

アンドロイド携帯用

iPhone、iPad用



1.2 住宅等の支援

○ 重度障害者居宅改善整備費補助

重度身体障害者（下肢、体幹機能障害1級、2級の方）の日常生活における利便を図るため、居室・便所・浴室等居宅の一部を障害に応じ使いやすく改造する場合、改造にかかる経費の3分の2を補助します。（ただし24万円を限度とします）

〈補助対象外となる場合〉

- ・居宅の新築、増築及び改築
- ・介護保険の給付対象となる住宅改修
- ・日常生活用具給付等事業の給付対象となる住宅改修
- ・補助対象者が属する世帯の最多収入者の前年分所得税額が100,500円を超える場合

→ 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 県営住宅の抽選における特別措置

世帯員のいずれかが下記の障害をお持ちの世帯を対象に、一般の方に比べ当選する確率が高くなる制度があります（住宅の種類により対象者は異なります）。住宅の入居を希望する方は、1月、4月、7月、10月の定期募集で申込みをしてください。申込み締め切り後に抽選を行い、当選者を決定します。詳細は下記へお問い合わせください。

- 〈対象者〉
- ・身体障害者手帳1級・2級・3級・4級をお持ちの方
 - ・療育手帳④・A・Bをお持ちの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方

→ 埼玉県住宅供給公社 熊谷支所
TEL 048-524-7963 FAX 048-524-9769

○ 県営住宅の家賃減額

県営住宅の入居者で、一定の基準を満たす低所得世帯については、申請により家賃が減額される場合があります。詳細は下記へお問い合わせください。

→ 埼玉県住宅供給公社 熊谷支所
TEL 048-524-7963 FAX 048-524-9769

1.3 就労支援

○ 障害者就労支援センター

働きたいが仕事が見つからない・どんな仕事があるのか分からない・職場で自分の気持ちをうまく伝えられないなど、就労に関わる相談に応じます。また、ジョブコーチを派遣するなど、就労後の支援も含めた総合的な就労支援を行っています。

〈支援内容〉

① 職業相談

支援対象者やその家族、事業主などからの就労全般に関する相談に応じています。

② 就労準備支援

利用者の適性などを把握し、就労意欲や職業能力を高めるなど、就職に向けた支援を行っています。

③ 職場開拓

公共職業安定所（ハローワーク）への同行や独自の職場開拓などにより、利用者の求職活動を支援しています。

④ 職場実習支援

利用者が職場に慣れるために職場実習を行うとともに、事業主の利用者に対する理解を求め、職場環境の調整を行うなどの支援を行っています。

⑤ 職場定着支援

仕事に関することでの不安や悩みを解消するための相談支援を行っています。また、定期的又は随時に事業所を訪問し、利用者、家族、事業主などに対し、必要な助言や調整を行っています。

なお、東松山市障害者就労支援センターでは、就労移行支援事業、就労定着支援事業、自立訓練（生活訓練）との一体的な運営を図っています。

→ 東松山市障害者就労支援センター

東松山市小松原町17-19 TEL 24-5658 FAX 24-5658

○ たばこ小売人の指定

18歳以上の身体障害者がたばこ小売人指定を受けようとする時は、指定条件が緩和されます。

→ 財務省 関東財務局 理財部 理財第3課

TEL 048-600-1121

○ 職業訓練等

● 国立職業リハビリテーションセンター

〈利用手続〉

身体障害・高次脳機能障害・難病のある方で国立障害者リハビリテーションセンター（以下「国リハ」という）の利用を必要とする場合は、国リハ入所の手続きをしていただきます。国リハ入所後に、国立職業リハビリテーションセンター入所のための職業評価を受けることとなります。

また、通所が可能な方は、居住地を管轄するハローワークを通して、手続きを行います（通所が可能な知的障害者の方は居住地又は学校を管轄するハローワークを通して手続きを行います）。

- **窓口** 国立障害者リハビリテーションセンター
総合相談課 TEL 04-2995-3100
FAX 04-2995-3102
国立職業リハビリテーションセンター
職業評価課 TEL 04-2995-1712
FAX 04-2995-1277

● 障害者職業能力開発校

〈対 象〉 障害者で職業的自立を目指す方（1日6～8時間の訓練を、継続して受けられる方）

〈訓練科目〉 就業支援、職域開発、調理・清掃サービス、オフィスワーク、ビジネスアプリ開発、ビジネス総合事務、グラフィック DTP、ものづくり技術、建築 CAD、製パン、実務作業、OA 実務

〈期 間〉 3か月～1年

〈費 用〉 授業料は無料。作業服代等は本人負担となります。

- **窓口** 東京障害者職業能力開発校 小平市小川西町2-34-1
TEL 042-341-1411 FAX 042-341-1451
〈入校応募手続き〉 ハローワーク東松山 TEL 22-0240 FAX 23-6272

● 職場適応訓練

実際の職場で訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施するものです。訓練の対象者には雇用保険の失業等給付が支給、事業主には委託料が支給されます。

〈訓練期間〉 6か月以内（重度の方は1年以内）

- **窓口** ハローワーク東松山 TEL 22-0240 FAX 23-6272

○ 職業紹介

● 公共職業安定所

専門の係が置かれ、障害者の就労等について求人・求職から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを行っています。障害者に限定した求人のほか、一般の求人に応募いただくことも可能です。公共職業安定所では、個別にその方にあった求人の開拓や、面接に同行する等、きめ細やかなサービスを行っています。

→ **窓口** ハローワーク東松山 東松山市上野本1088-4
TEL 22-0240 FAX 23-6272

● 地域障害者職業センター

障害者に対して就職のための相談・職業に関する能力の判定や、障害者と雇用する事業主に対して、採用・配置・職場管理の相談、作業設備及び補助具の改善について助言、雇用及び適職に関する情報の提供等を行っています。

→ **窓口** 埼玉障害者職業センター さいたま市桜区下大久保136-1
TEL 048-854-3222 FAX 048-854-3260

○ 就労継続支援事業補助金（チャレンジアップ応援制度）

就労継続支援事業所又は就労移行支援事業所で就労訓練を行い、一般就労が決まった方の就労を応援するため、次の支援金を交付します。

【就労準備支援金】

〈内 容〉 就労継続支援事業所又は就労移行支援事業所から一般就労先が内定した方に対し、就労するための準備支援金を交付します（生活保護世帯の方は同様の支援制度があるため対象外）。

〈補助額〉 上限5万円

※ 就労準備支援金申請書の提出期間は、一般就労について内定したことの通知があった日から30日以内です。

【住宅確保支援金】

〈内 容〉 就労継続支援事業所又は就労移行支援事業所から一般就労先が決まってアパート等で一人暮らしを始める方に対し、安定して住居を確保し、就労を継続できる環境を整えるための支援金を交付します（生活保護世帯の方は同様の支援制度があるため対象外）。

※ 住宅確保支援金申請書の提出期間は、一般就労の日から1年以内です。

〈補助額〉 上限10万円

→ **窓口** 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 自動車運転免許の無料教習

18歳以上の身体障害者の方が自動車運転免許を取得する場合、次のア、イ、ウのすべてにあてはまる方は、厚生労働省から委託された「身体障害者運転能力開発訓練センター」で所定の教習料金が**無料**（検定料等は自己負担）となります。

- ア. 公共職業安定所に求職登録してある方
- イ. 公安委員会の運転適性検査に合格した方
- ウ. 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方

→ **窓口** 身体障害者運転能力開発訓練センター あずまえん自動車教習所
新座市堀ノ内 2-1-46 <http://www.azumaen.or.jp>
TEL 048-481-2711 FAX 048-481-6578

○ 自動車運転免許取得費の補助

障害者手帳をお持ちの方が就労等に伴い、運転免許を取得する場合、運転免許取得にかかる経費の一部を補助します。自動車教習所の入校手続き前に相談・申請をお願いします。（入校予定日の20日前までに申請をする必要があります）

※ 入校手続き後の申請は受け付けられません。また、申請年度の3月までに運転免許を取得する必要があります。

〈対象者〉 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
及び難病患者等（所得等の制限あり）

〈補助額〉 運転免許取得にかかる経費の3分の2（限度額12万円）

→ **窓口** 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 自動車改造費の補助

障害者手帳をお持ちの方が就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合、費用の一部を補助します。契約手続き前に相談・申請をお願いします。（改造実施予定日の20日前までに申請をする必要があります）

※ 契約後の申請は受け付けられません。また、申請年度の3月までに改造による支払いが完了している必要があります。

〈対象者〉 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
及び難病患者等（所得等の制限あり）

〈補助額〉 改造費用（限度額10万円）

→ **窓口** 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

1.4 地域等の相談窓口

○ 地域の相談窓口

● 民生委員・児童委員

地域住民の身近な相談相手として、また、行政など関係機関とのつなぎ役として、地域福祉の増進に努めています。関係機関と連携し、障害のある方の相談支援を行います。お住まいの地域の担当民生委員については、お問い合わせください。

→ **窓口** 社会福祉課 TEL 21-1408 FAX 24-6066

● 地域福祉コーディネーター

各市民活動センターに配置しています。身近な場所で、福祉に関する困りごとや相談を受け、必要に応じて専門機関へつなぎます。お住まいの地域の地域福祉コーディネーターについては、お問い合わせください。

→ **窓口** 東松山市社会福祉協議会 東松山市松本町1-7-8 市民福祉センター
TEL 23-1251 FAX 23-8898

○ 障害者相談員

● 身体障害者相談員

同じ障害者の立場から、障害者の問題についての相談に応じ、助言を行っています。

氏名	電話	氏名	電話
堀 一夫	0493-24-2367	杉浦 宏	0493-22-9969
松田 千尋	0493-35-0574		

● 知的障害者相談員

知的障害者本人やその保護者からの相談に応じ、助言を行っています。

氏名	電話	氏名	電話
細谷 泰子	0493-25-1250	小柳 玉枝	0493-23-3377

○ 消費者トラブルに関する相談窓口

消費者トラブルの解消を図るために東松山市消費生活センターを設置しています。

消費者契約上の問題や商品に対する苦情等について、消費生活相談員による相談を行っています。※ 電話又は対面による相談となります。

→ **窓口** 東松山市消費生活センター（人権市民相談課）

受付時間 10:00～15:30（年末年始・土日祝日を除く）

TEL 21-1414 FAX 23-2236

○ その他の相談窓口

● 埼玉県難病相談支援センター

埼玉県では2か所に難病相談支援センターを設けています。

① 医療に関する相談など

難病相談支援員が難病患者やその家族の相談に応じています。面接相談は、予約が必要です。

→ **窓口** 国立病院機構東埼玉病院 蓮田市黒浜4147

TEL 048-768-3351 FAX 048-768-2305

② 生活相談・就労相談など

ピアサポーター（難病患者やその家族など）が患者会の紹介、日常生活の相談やピア・カウンセリング等を行っています。面接相談は、予約が必要です。

→ **窓口** 一般社団法人埼玉県障害難病団体協議会

さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県聴覚障害者交流センター内

TEL&FAX 048-834-6674

● 埼玉県医療的ケア児等支援センター

埼玉県では、医療的ケア児等とご家族が心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、相談窓口を設置しています。「どこに相談してよいかわからない」「先々の子育てが不安」「ケアの方法を知りたい」「保育所や学校に行きたい」「活用できる制度などを知りたい」等の相談を受けます。

→ **窓口** 地域センターたいよう

熊谷市津田1855-1 福祉医療センター太陽の園 内

時間 9:00~17:00（土日・祝日を除く）

TEL 39-1114 E-mail ty-soudan@seifu-kai.or.jp

● 障害者歯科相談医

障害者等の歯科保健相談に応じ、口腔衛生指導管理や可能な範囲の歯科治療、予防措置等を行います。また、必要に応じて専門歯科診療所への紹介及び専門歯科診療所からの受け入れを行っています。

→ **窓口** 埼玉県 HP 障害者歯科相談医名簿（高齢者含む）をご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/dental/d-meibo.html>

15 災害時の支援

○ 避難行動要支援者避難支援制度

災害時に自力で避難することが難しい在宅の障害者や高齢者などの避難行動要支援者が、速やかに避難支援を受けられるようにするための制度です。

要支援者に同意を得て「避難行動要支援者名簿」を作成し、関係機関に配布しています。

また、具体的な避難支援の内容（緊急連絡先、避難支援者、避難場所、避難時の配慮事項、かかりつけ医など）を記載した「個別避難計画」を作成します。

〈対象者〉 次のいずれかに該当する在宅の方

- ① 身体障害者手帳1級、2級をお持ちの方
（18歳未満及び上肢・内部障害のみで該当する方を除く）
- ② 療育手帳④・A・Bをお持ちの方（18歳未満を除く）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方（18歳未満を除く）
- ④ 要介護認定3～5を受けている方

※ 上記に該当しない場合でも、災害時に自力避難が困難な場合は申請により登録できます。

〈名簿の配布先〉

自主防災組織・民生委員・警察・消防などの関係機関

〈手続〉

「名簿提供同意書」と「個別避難計画作成調書」に必要事項を記入し、社会福祉課へ提出してください。

※ 関係機関が行う避難支援は、可能な範囲で行うもので、必ず避難支援が受けられることを保証したり、法的な義務および責任を負うものではありません。

→ 社会福祉課 TEL 21-1455 FAX 24-6066

○ 災害時のストマ用装具備蓄

埼玉県の災害時ランニング備蓄事業では、避難所で約3日間生活される場合を想定したストマ用装具の備蓄を行っていますが、避難所で配布の準備が整うまでは、災害発生から4～5日程度かかります。緊急時の交通や通信手段の遮断等不測の事態も考慮に入れ、緊急時のストマ用装具について各個人でもすぐに持ち出せるよう予め準備をお願いします。

→ 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

1 特別児童扶養手当の障害程度認定基準

1級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ② 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ③ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ④ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの ⑤ 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ⑥ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの ⑦ 両上肢のすべての指を欠くもの ⑧ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ⑨ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの ⑩ 両下肢を足関節以上で欠くもの ⑪ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの ⑫ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑬ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑭ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の視力の和がそれぞれ0.07以下のもの ② 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ③ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ④ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの ⑤ 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの ⑥ 平衡機能に著しい障害を有するもの ⑦ そしゃくの機能を欠くもの ⑧ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの ⑨ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの ⑩ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの ⑪ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの ⑫ 一上肢の全ての指を欠くもの ⑬ 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの ⑭ 両下肢の全ての指を欠くもの ⑮ 一下肢の機能に著しい障害を有するもの ⑯ 一下肢を足関節以上で欠くもの ⑰ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの ⑱ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
<p>※ 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。</p>	

手帳と特別児童扶養手当の等級の違いについて

手帳の等級及び程度と特別児童扶養手当の等級は、直接関係ありませんが、次のように手当を受けられるかどうかの目安となります。※障害の状態によっては、この表のとおりにならない場合もあります。

特別児童扶養手当の等級	身体障害者手帳の等級	療育手帳の程度
1級に相当するもの	1級、2級	Ⓐ A
2級に相当するもの	3級、4級の一部	B

2 知的障害者の等級 (埼玉県療育手帳制度要綱 第3条など)

等級	障害の状態
<p>Ⓐ (最重度)</p>	<p>◎A(重度)のうち、次のいずれかに該当する程度のもの</p> <p>(1) 知能指数がおおむね 20 以下に該当する程度のもの</p> <p>(2) 知能指数がおおむね 35 以下で、身体障害者福祉法に基づく障害等級が 1 級又は 2 級に相当するもの</p> <p>(3) 知能指数がおおむね 35 以下で、次に掲げる身体障害が合併しているもの</p> <p>ア 視覚障害 (両眼の視力の和が 0.04 以下)</p> <p>イ 聴覚障害 (聴力レベルが 100 デシベル以上)</p> <p>ウ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>エ 両上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>オ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>カ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>キ 両下肢を足関節以上欠くもの</p> <p>ク 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p>
<p>A (重度)</p>	<p>◎次のいずれかに該当するもの</p> <p>○知能指数がおおむね 35 以下で、次のいずれかに該当する程度のもの</p> <p>(1) 食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本的動作に介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるもの</p> <p>(2) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、異食、興奮、多寡動その他常時注意と指導を必要とする行動が認められるもの</p> <p>○B(中度)のうち、身体障害者福祉法に基づく障害等級が 1 級、2 級又は 3 級に相当するもの</p>
<p>B (中度)</p>	<p>◎知能指数がおおむね 50 以下であって、食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本動作に一部介助を必要とし、社会生活への適応が困難である程度のもの</p>
<p>C (軽度)</p>	<p>◎知能指数がおおむね 70 以下であって、社会生活への適応に適切な援助が必要である程度のもの</p>

3 精神障害者保健福祉手帳の障害等級

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 第6条)

障害等級	精神障害の状態
1 級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

4 マイナンバーの確認と本人確認について

マイナンバーの記入にあたっては、番号確認と本人確認（なりすまし防止）が必要になります。

マイナンバーの確認 + 本人確認

- (1) マイナンバーカードは一枚で本人確認もできます。
- (2) マイナンバーカードが無い場合には、通知カード 又は マイナンバー入りの住民票でマイナンバーの確認、運転免許証等で本人確認をする必要があります。

※ 本人が児童の場合、保護者のマイナンバーの記載が必要になる場合があります。

■ 顔写真付き本人確認書類の例

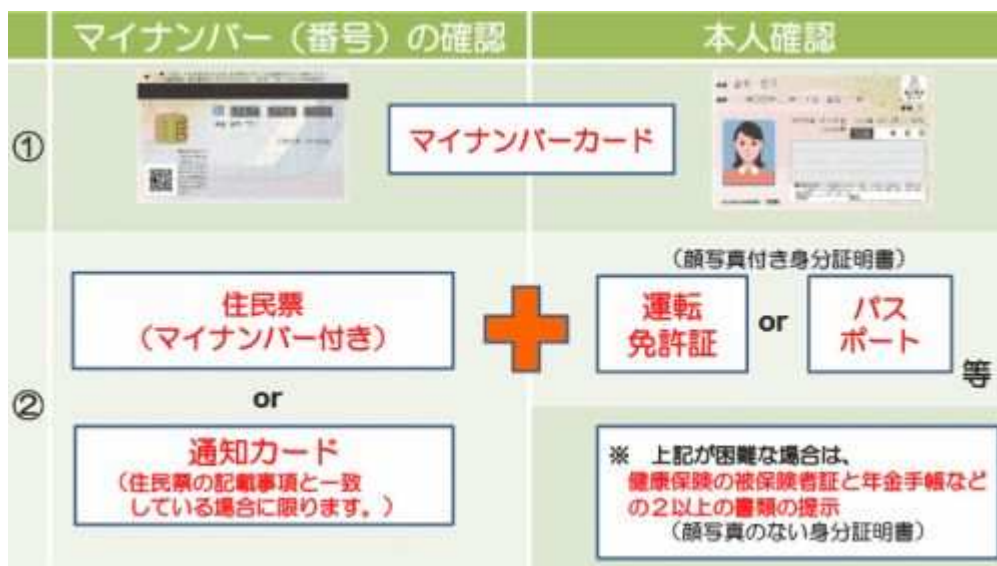
（うち1点が必要 * 公的機関発行のものに限る）

- ・ 運転免許証または運転経歴証明書
- ・ 旅券（パスポート）
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳（写真貼付に限る）
- ・ 療育手帳 など

■ 顔写真なし本人確認書類の例（うち2点が必要）

- ・ 健康保険証
- ・ 年金手帳
- ・ 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- ・ 介護保険証
- ・ 年金証書 など

※ 郵送の場合はそれぞれの書類のコピーが必要になります。



※ 法律の改正により、通知カードは令和2年5月25日（月）に廃止されました。廃止後は、通知カードに記載されている氏名や住所等が最新の事項と一致していない場合は、マイナンバーを確認する書類としては使用できません。

5 障害程度別該当制度一覧 [1]

※この一覧表はあくまでも目安です。

●概ね該当

△条件付きで該当

詳しくは窓口（掲載ページ参照）にお問い合わせください。

制度	障害種別	身体障害者手帳																		所得制限	掲載ページ	備考			
		視覚障害者						聴覚・平衡機能障害						肢体不自由 (上肢・下肢・体幹)											
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級							
税金	所得税・市民税・県民税の障害者控除	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	63	区分によって控除額が異なる	
	自動車税の減免	●	●	●	△			△	●				●	●	△	△	△	△					64	△障害の程度による	
公共料金等 優遇措置	タクシー運賃の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	37	運賃の10%割引	
	東武鉄道の運賃割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	41	割引率5割、第1種は介護者にも適用	
	バス運賃の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	42	割引率5割(定期券は3割)	
	国内航空運賃の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	42	満12歳以上が対象、介護者にも適用	
	有料道路の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	43	割引率5割。第1種の方は介護者にも適用、第2種は本人の運転時のみ適用	
	NHK放送受信料の免除(全額)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	45	△非課税世帯
	NHK放送受信料の免除(半額)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△									45	△世帯主かつ契約者が障害者手帳をお持ちの方。また、障害程度による。	
	ｽｰﾄﾞﾝ・携帯電話料金の割引	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	46	会社により条件や割引サービスが異なる	
	NTT無料番号案内	●	●	●	●	●	●	△	△	△		△	△	△									47	△障害種別に限る	
郵便等による不在者投票														△	△							47	△障害程度及び障害部位に限る		
補装具	補装具費の支給	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	11		
	日常生活用具の給付・貸与	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	12		
住宅	重度障害者居宅改善整備費補助																						70	△上肢を除く	
	県営住宅の抽選における特別措置	●	●	●	●			●	●	●			●	●	●	●							70		
就労支援	自動車運転免許取得費の補助	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	74	就労目的に限る	
	自動車改造費の補助	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	74	就労目的に限る	
行動拡大	自動車燃料購入費助成	●	●					●					●	●									35	福祉タクシー利用料金助成との併用不可	
	福祉タクシー利用料金助成	●	●					●					●	●									36	自動車燃料費購入助成との併用不可	
在宅支援	生活サポート事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	32		
	手話通訳者の派遣							●	●	●	●	●											67		
	ファクシミリ利用料等の補助							●	●														67		
	避難行動要支援者避難支援制度	●	●	△	△	△	△	●	△	△	△	△	●	●	△	△	△	△	△	△	△	△	77	△災害時に自力避難が困難な場合は申請により登録可能	
医療	重度心身障害者(児)医療費の助成	△	△	△			△	△				△	△	△	△								48	△年齢制限、所得制限あり	
	自立支援医療費(更生医療)の支給	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	51	18歳以上の方が対象、△障害程度及び障害部位に限る	
	自立支援医療費(育成医療)の支給	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	51	18歳未満の方が対象、△障害程度及び障害部位に限る	
	自立支援医療費(精神通院)の支給	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	52	△障害程度に限る	
手当	在宅重度心身障害者手当	△	△				△					△	△										56	△年齢制限、受給者が非課税、施設入所等なし	
	特別障害者手当	△	△				△					△	△										57	20歳以上、所得制限あり、△障害程度による	
	障害児福祉手当	△	△				△					△	△										58	20歳未満、所得制限あり、△障害程度による	
	特別児童扶養手当	△	△	△			△	△				△	△	△	△								59	△参考資料1を参照、所得制限あり	
	児童扶養手当	●	●				●					●	●										60	申請等は子育て支援課へ	
	心身障害者扶養共済制度	●	●	●			●	●				●	●	●									60	県内居住の65歳未満の保護者	
	難病患者見舞金	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	56	特定の受給者証を所持している方	

※障害年金については、P61を参照。

障害程度別該当制度一覧 [2]

※この一覧表はあくまでも目安です。

●概ね該当

△条件付きで該当

詳しくは窓口（掲載ページ参照）にお問い合わせください。

制 度	障害種別	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳			所得 制限	掲 載 ペ ー ジ	備 考
		音声・言語 機能障害		内部障害													
		3級	4級	1級	2級	3級	4級	㊦	A	B	C	1級	2級	3級			
税金	所得税・市民税・県民税の 障害者控除	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		63	区分によって控除額が異なる
	自動車税の減免	△		●	●	●		●	●			△				64	△障害の程度による
公共料金等 優遇措置	タクシー運賃の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					37	運賃の10%割引
	東武鉄道の運賃割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					41	割引率5割、第1種は介護者にも適用
	バス運賃の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	△	△		42	割引率5割(定期券は3割)
	国内航空運賃の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	△	△		42	満12歳以上が対象、介護者にも適用
	有料道路の割引	●	●	●	●	●	●	●	●							43	割引率5割。第1種の方は介護者にも適用、第2種は本人の運転時のみ適用
	NHK放送受信料の免除(全額)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	●	45	△非課税世帯
	NHK放送受信料の免除(半額)			△	△			△	△			△				45	△世帯主かつ契約者が障害者手帳をお持ちの方。また、障害程度による。
	スマホ・携帯電話料金の割引	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		46	会社により条件や割引サービスが異なる
	NTT無料番号案内	●	●					●	●	●	●	●	●	●		47	△障害種別に限る
郵便等による不在者投票			△	△	△										47	△障害程度及び障害部位に限る	
補装具	補装具費の支給	△	△												●	11	
	日常生活用具の給付・貸与	△	△	△	△	△	△	△	△						●	12	
住宅	重度障害者居宅改善整備費補助														●	70	
	県営住宅の抽選における特別措置	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●	70	
就労支援	自動車運転免許取得費の補助	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	●	74	就労目的に限る
	自動車改造費の補助	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	●	74	就労目的に限る
行動拡大	福祉タクシー利用料金助成			●	●			●	●			●				35	自動車燃料購入費助成との併用不可
	自動車燃料購入費助成			●	●			●	●			●				36	福祉タクシー利用料金助成との併用不可
在宅支援	生活サポート事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		32	
	手話通訳者の派遣	●	●													67	
	ファクシミリ利用料等の補助	●														67	
	避難行動要支援者避難支援制度	△	△	●	●	△	△	●	●	●	△	●	●	△		77	△災害時に自力避難が困難な場合は申請により登録可能
医療	重度心身障害者(児)医療費の助成	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△		●	48	△年齢制限、所得制限あり
	自立支援医療費(更生医療)の支給	△	△	△	△	△	△									51	18歳以上の方が対象、△障害程度及び障害部位に限る
	自立支援医療費(育成医療)の支給	△	△	△	△	△	△									51	18歳未満の方が対象、△障害程度及び障害部位に限る
	自立支援医療費(精神通院)の支給	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		52	△障害程度に限る
手当	在宅重度心身障害者手当			△	△			△	△			△			●	56	△年齢制限、受給者が非課税、施設入所等なし
	特別障害者手当			△				△	△			△			●	57	20歳以上、所得制限あり、△障害程度による
	障害児福祉手当			△	△			△				△			●	58	20歳未満、所得制限あり、△障害程度による
	特別児童扶養手当	△		△	△	△		△	△	△	△	△	△		●	59	△参考資料1を参照、所得制限あり
	児童扶養手当				●			△	△			△			●	60	申請等は子育て支援課へ
	心身障害者扶養共済制度	●		●	●	●		●	●	●	●	●	●	△		60	県内居住の65歳未満の保護者
	難病患者見舞金	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		56	特定の受給者証を所持している方

※障害年金については、P61を参照。

6 身体障害者障害程度等級表 (身体障害者福祉法施行規則別表第5号より)

※緑色で表示されている部分は第1種、表示されていない部分は第2種を表します。

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害
		聴覚障害	平衡機能障害	
1級	両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの			
2級	1. 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)		
3級	1. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	1. 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5級	1. 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害	
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		
7級				
備考	1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは該当等級とする。 2. 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上の級とすることができる。			

※緑色で表示されている部分は第1種、表示されていない部分は第2種を表します。

級別	肢 体 不 自 由				
	上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1級	1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢の健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢に二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
備考	1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは該当等級とする。 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二以上重複する場合は、6級とする。 3. 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを測定したものをいう。				

※緑色で表示されている部分は第1種、表示されていない部分は第2種を表します。

級別	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により、日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により、日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により、日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能により、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級							
6級							
備考	1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは該当等級とする。 2. 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上の級とすることができる。						